第２期　安城市子ども・子育て支援事業計画（案）

（令和２年度～令和６年度）

安城市

はじめに

目　　次

第1章　計画の策定にあたって 1
1　計画策定の趣旨・背景 2
2　計画の法的根拠と位置付け 4
3　計画の期間 6
4　計画策定の流れ 7
第2章　本市の現状 9
1　統計資料からみる現状 10
2　子ども・子育て支援に関するニーズ調査 15
3　子育て支援事業の取組状況 24
第3章　計画の基本的な考え方 31
1　基本理念 32
2　計画推進の視点 33
3　基本方針 34
4　施策体系図 36
第4章　具体的な施策 37
1　安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策 38
2　幼児期の教育・保育環境の充実 40
3　学童期からの「生きる力」を育む環境整備 42
4　子どもの居場所づくり 44
5　支援を必要とする子どもや保護者への対策 46
6　子育てしやすい社会環境の整備 48
7　地域社会における子育て支援 50
第5章　重点5か年事業 53
1　重点項目と子育て支援事業の提供区域 54
2　子育て支援事業の量の見込み 55
3　具体的な取組 56
第6章　計画の推進に向けて 71
1　計画の推進体制 72
2　計画の進行管理 73

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨・背景
２　計画の法的根拠と位置付け
３　計画の期間
４　計画策定の流れ

1 計画策定の趣旨・背景

（1） 計画策定の趣旨

本市では、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度に基づき、保育の量の拡充と質の向上を図り、子育てに不安を抱える保護者が安心して子育てをすることができるよう安城市子ども・子育て支援事業計画（以下「第１期計画」という。）を策定し、具体的施策を展開するとともに、地域社会が子どもや家庭に寄り添い、誰もが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる社会を目指すための計画として推進してきました。

近年、核家族化の進行、共働き家庭の増加、待機児童の発生、地域のつながりの希薄化、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。

こうした社会風潮と同様に、本市においても共働き家庭が増え、特に低年齢児における保育ニーズは年々増加傾向にあり、また、児童クラブにおいても同様に需要が増えている状況となっています。保育ニーズに対応するため、量の拡充として民間保育園の誘致や、幼稚園の認定こども園への移行などを行い、質の向上として保育者の研修制度の充実などを図ってきましたが、受け皿の確保においては、依然として本市の喫緊の課題となっています。更に、核家族化の進行により、子育てについての相談や急用時の子どもの預け先に悩みを抱える保護者も増えてきています。

こうした社会環境の変化に伴う新たな課題や、国の動向に対応するため、第１期計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、幼児期の教育・保育を充実し、また、地域における多様な子ども・子育て支援を実施するとともに、すべての子どもや子育て家庭を地域全体で支える環境づくりを行い、「幸せと未来をつなぐ子育てのまち・安城」の実現を引き続き目指していきます。

（2） 計画策定の背景

①少子化の進行

平成20年から日本の総人口は減少に転じ、少子高齢化が進行しています。今後も、出生率が減少し、長寿化が進むことで少子高齢化が進むと予測されており、社会保障費の増加や医療・介護サービス等の需要が増大すると懸念されています。

②子育て世代の変化

平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されると、国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されています。

③保護者等の働き方の変化

国の働き方改革実現会議において働き方改革実行計画を策定し、子育てと仕事の両立を支援する制度の整備を進めています。

また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みがなされているものの、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭内の性別による役割の固定化が無くなることが望まれます。

④支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によると、6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。

また、近年、いじめや子どもに対する虐待及び子育て家庭の孤立化等が大きな問題となっています。

障害児支援においては、乳幼児期における気づきの段階から適切な支援につなげるとともに、医療や保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられる体制の構築が求められています。

更に、近年、国外から転入する外国人が増加しており、日本で暮らし、子どもを生み育てる家庭も増加しているため、幼児教育・保育、学校教育においても配慮が必要となっています。

2 計画の法的根拠と位置付け

（1） 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法の第61条に市町村の計画を策定することが義務付けられています。

（2） 国の政策動向

第１期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向は、次のとおりです。

①子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、待機児童解消加速化プランの後継計画となる子育て安心プランが平成29年6月に策定され、女性就労率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針が平成30年4月に改正されました。

②幼児教育・保育の無償化

平成29年の働き方改革実行計画や経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）において幼児教育・保育の無償化の実施が提言され、その後、平成30年の内閣府子ども・子育て会議において、制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。これにより、令和元年10月から、教育・保育施設の利用料が一部無償化されました。

③児童クラブの受け入れ拡大

近年の女性就労率の増加等により、共働き家庭の児童数は更に増える見通しで、児童クラブについては、更なる受け皿の拡大を進めています。

また、平成30年9月に文部科学省から示されている新・放課後子ども総合プランにおいて、児童クラブの待機児童の解消及び小1の壁を打破するための各方策について、子ども・子育て支援事業計画又は行動計画に盛り込むこととされています。

④子どもの貧困や虐待に関する動き

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。平成29年には社会福祉法が改正され、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくこととされています。

また、統計を取り始めた平成2年から相談件数が増加の一途をたどっている子どもに対する虐待について、平成28年の児童福祉法の改正により、発生予防や発生時の対応など、対策の強化を図ることとされています。

（3） 計画の位置付け

本計画は、国から示された子ども・子育て支援法による基本指針に基づき、本市が取組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組みを推進するとともに、上位計画である第８次安城市総合計画やその他の関連計画と整合を図り策定しています。

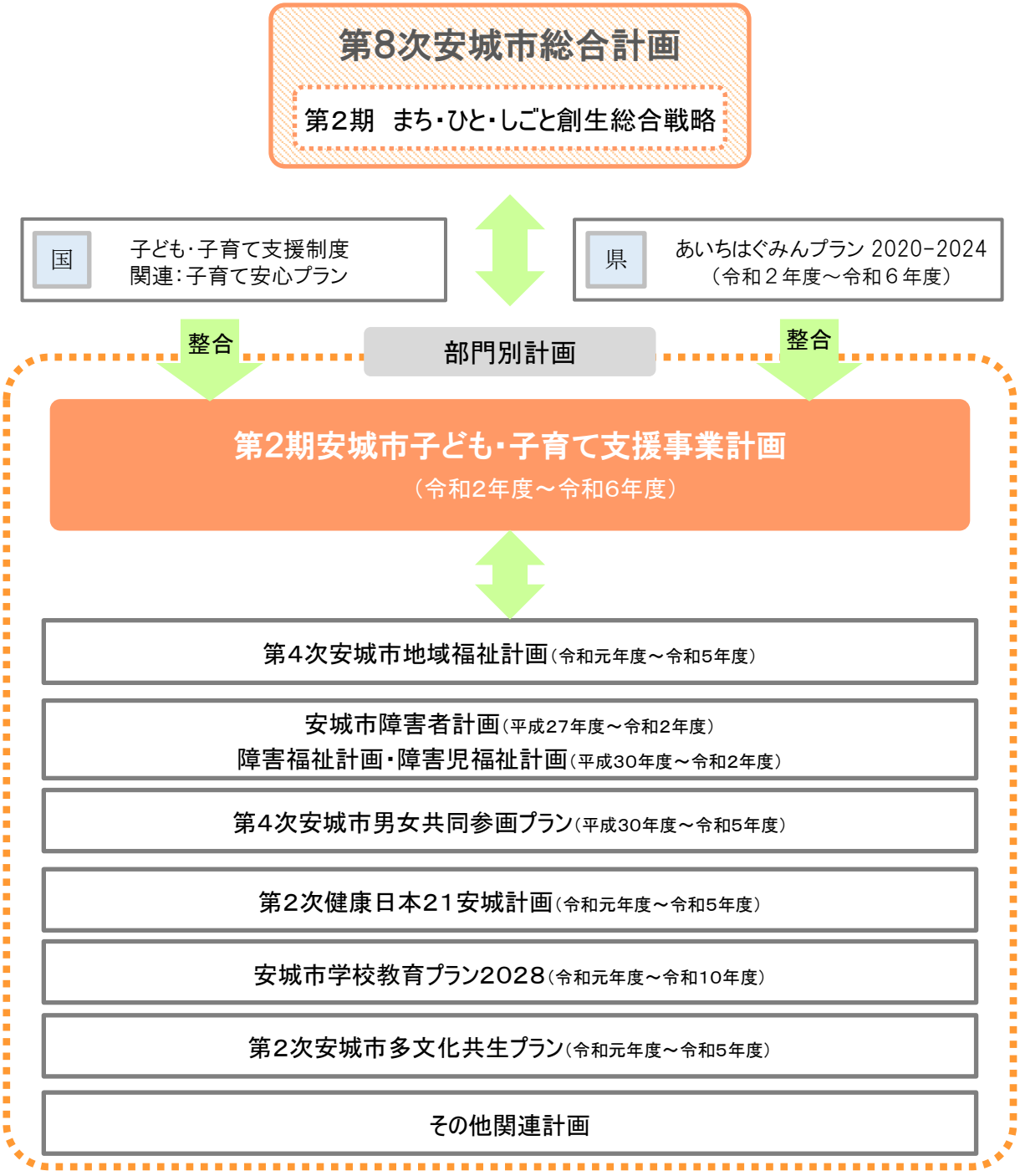

３　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。計画策定後は、子ども・子育て支援法第77条第１項に基づき、安城市子ども・子育て会議にて定期的に進捗状況の確認を行います。

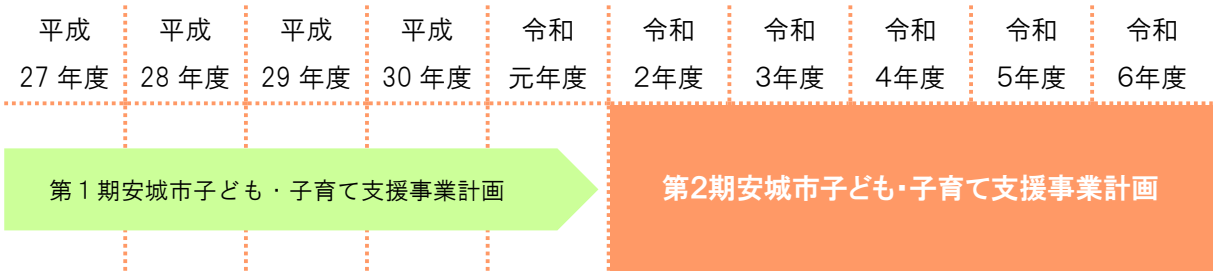

4　計画策定の流れ

（1） 安城市子ども･子育て会議

福祉・医療・保健・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を生かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、市長から諮問を受け、計画案を審議し、答申を行いました。

（2） 安城市子ども･子育て支援事業計画策定幹事会

関係各部の課長級職員により構成し、部局間の横断的な連携を図り、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。

(3)安城市子ども･子育て支援事業計画策定作業部会

関係各課の実務担当者により構成し、本市の子育て支援に関する課題や具体的施策について検討しました。

◆策定体制図

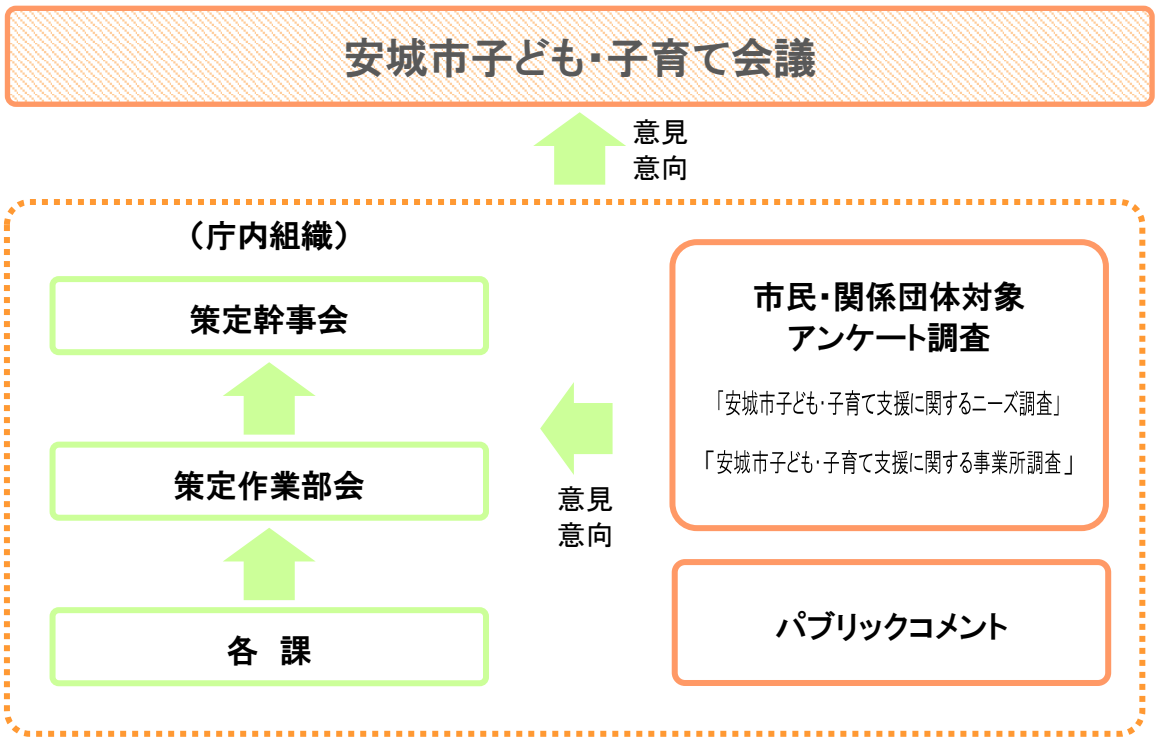

第2章　本市の現状

1　統計資料からみる現状
2　子ども・子育て支援に関するニーズ調査
3　子育て支援事業の取組状況

1　統計資料からみる現状

（1） 人口の推移

○全国的には、少子高齢化が進み、人口は減少傾向にあります。
○一方、本市の人口は、地理的な条件の良さから交通アクセスも良く、本市や近隣市に企業が多いことから、年々増加しています。
○人口は増加傾向にありながら14歳以下の年少人口は減少し、65歳以上の高齢者人口が増加していることから、少子高齢化が進んでいることがわかります。

◆図-1　3区分別人口の推移

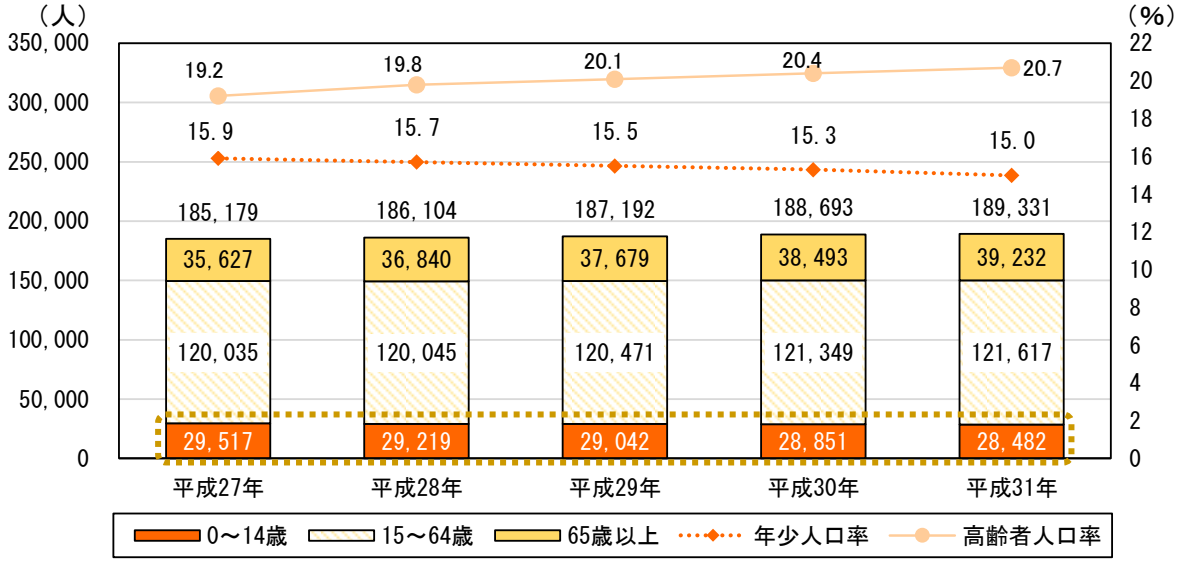

資料：住民基本台帳　4月1日現在

◆図-2　人口動態（自然動態、社会動態）

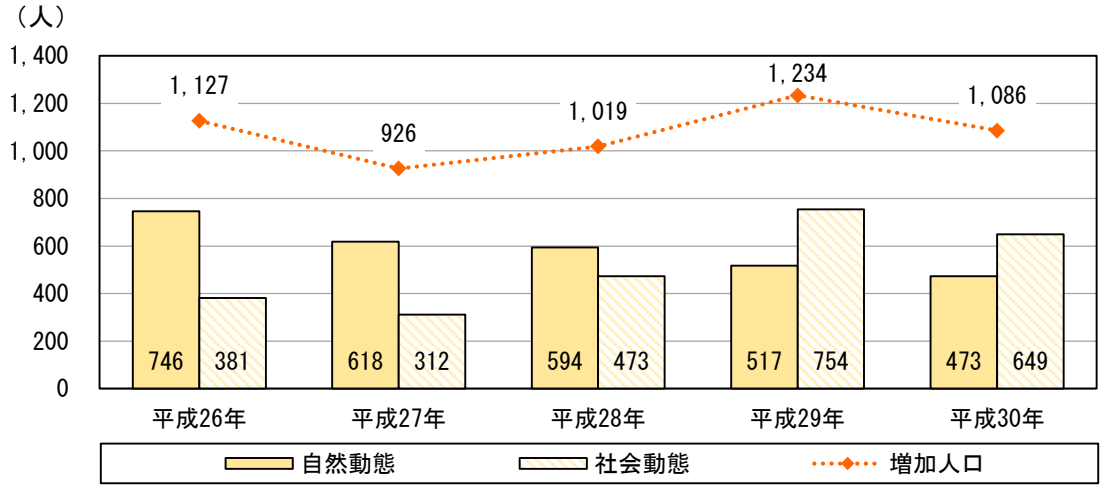

※自然動態：出生・死亡に伴う人口の動き
※社会動態：転入・転出等に伴う人口の動き
※増加人口は自然動態と社会動態に不明分を加えたもの

資料：安城の統計

（2） 踏まえるべき人口状況

○人口ピラミッドをみると、男女ともに45歳から49歳までの年齢層が最も多く、それより若い世代の年齢層の人口は少なくなっています。

○５年後の25歳から44歳までの子育て世帯は、現在より、男女合わせて3,408人減少すると予測されます。

○子育て世帯の減少に伴い、出生数も減少することが予測されます。

◆図−3　人口ピラミッド

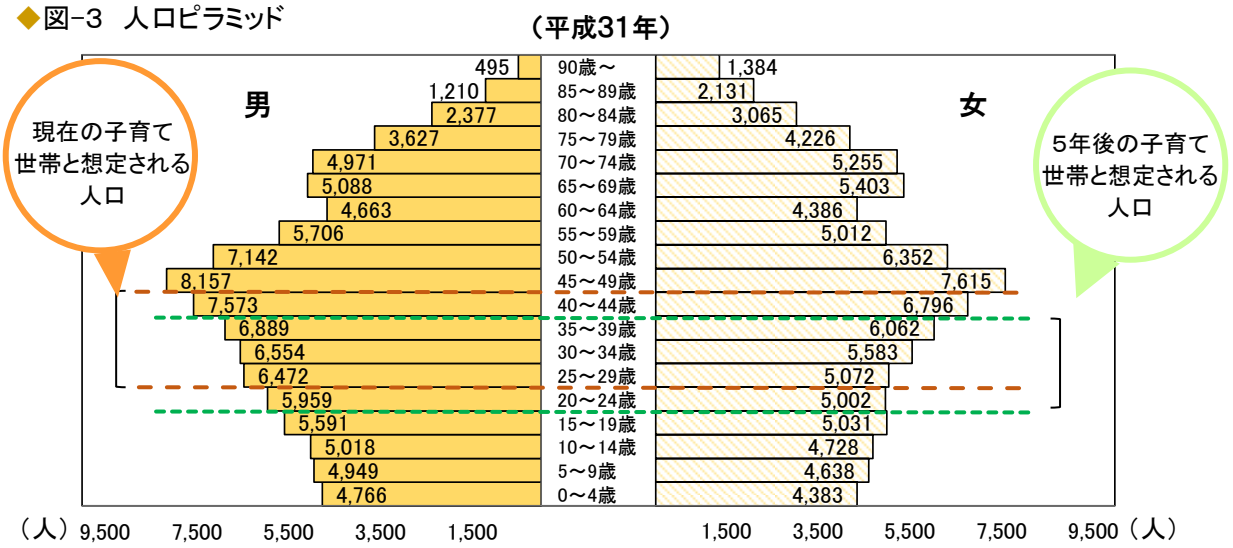

資料：住民基本台帳　4月1日現在

○外国人の人口推移をみると外国人人口は年々増加しています。

○外国人労働力の活用が進められており、本市や近隣市に外国人を雇用している企業が多いことから、今後も外国人の人口は増える可能性が高いと考えられます。

◆図−4　外国人の人口推移

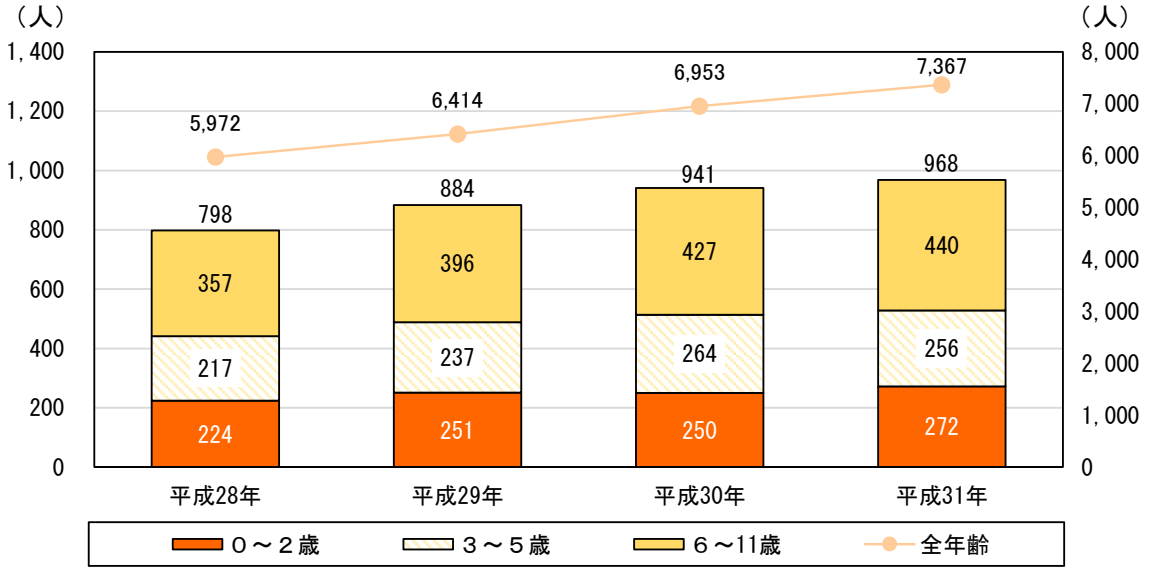

資料：住民基本台帳　4月1日現在

（3） 子どもの人口推移

○０歳から11歳までの人口はわずかながら減少しています。
○人口1,000人あたりにおける出生数は、国、愛知県と比較しても、高い水準となっています。
○本市の、まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンの分析によると、20歳代では転入が多い一方で、30歳代の子育て家庭が新たに住宅を取得する際に転出する傾向があります。

◆表-1　0～11歳人口の推移　　（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	1,942	1,781	1,901	1,831	1,742
1歳	1,913	1,954	1,806	1,943	1,814
2歳	2,061	1,885	1,936	1,802	1,926
3歳	1,880	2,022	1,848	1,922	1,765
4歳	1,954	1,855	2,021	1,847	1,902
5歳	1,957	1,947	1,853	2,003	1,832
6歳	1,999	1,961	1,949	1,858	2,005
7歳	2,000	2,001	1,934	1,950	1,852
8歳	1,914	2,019	2,003	1,951	1,947
9歳	1,940	1,908	1,995	2,003	1,951
10歳	1,893	1,939	1,920	1,994	2,003
11歳	1,981	1,906	1,940	1,920	1,996
計	23,434	23,178	23,106	23,024	22,735

資料：住民基本台帳　4月1日現在

◆図-5　出生数の推移

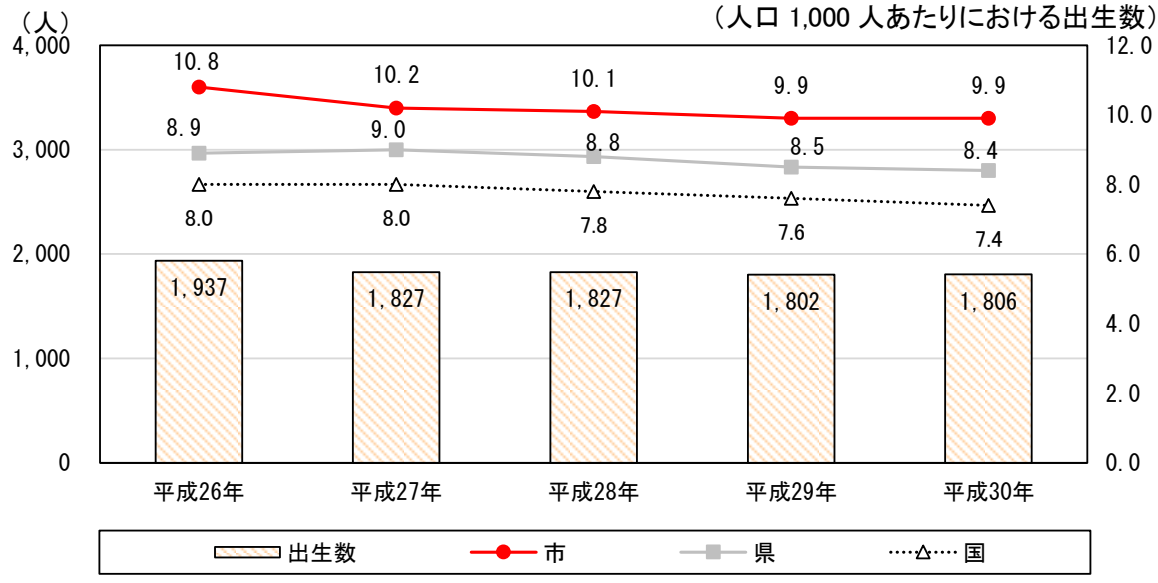

資料：（市）安城の統計、（県）（国）愛知県衛生年報

（4） 世帯と女性の労働状況

○世帯の状況をみると、世帯数は年々増加していますが、一世帯あたりの人員数は減少しており、単身高齢者の増加や核家族化が進行していると考えられます。

◆図-6　世帯の状況と一世帯あたりの人員数

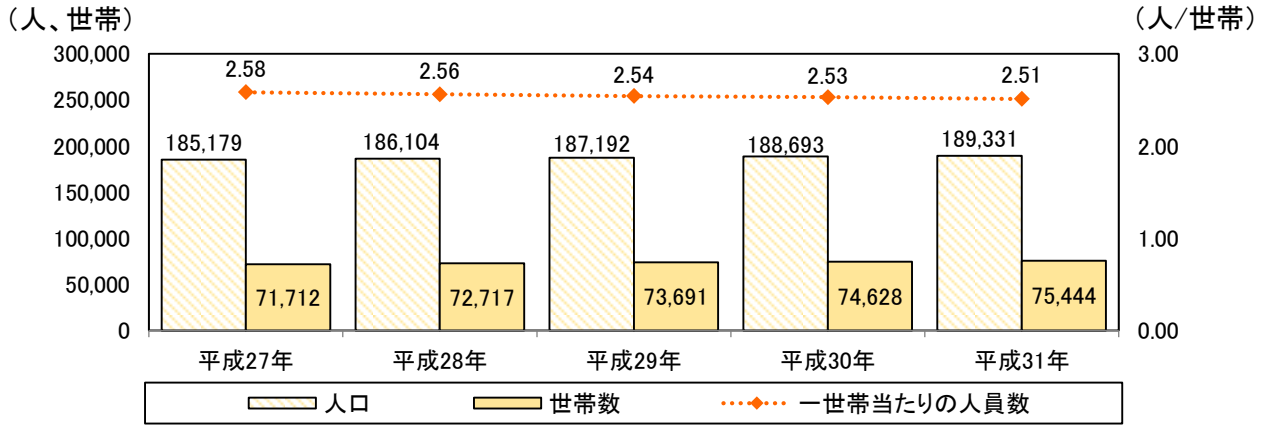

資料：住民基本台帳　4月1日現在

○女性の就労率をみると、本市の25歳から44歳までの子育て世代の女性が、国や愛知県と比べて就労率が低い傾向があります。

○本市の経年比較をみると、女性の就労率は上昇しており、今後は国や愛知県と同様な水準になることが予測され、特に30代、40代の就労率が上昇すると考えられます。

◆図-7　女性の就労率（労働力率）

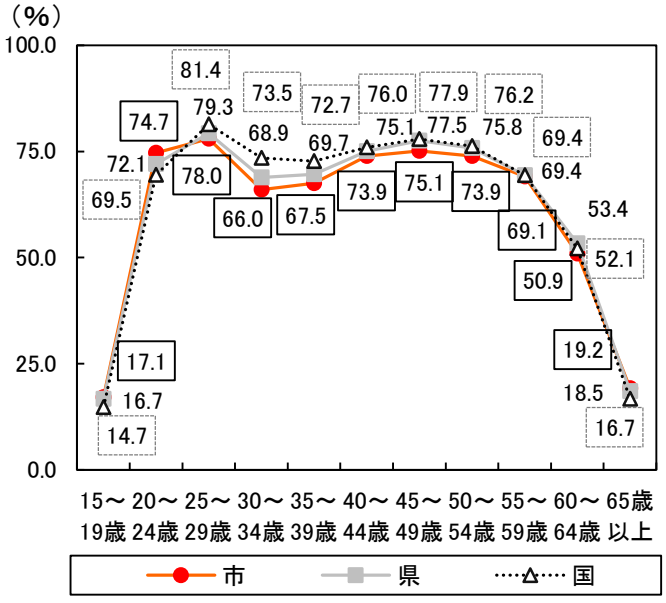

資料：国勢調査　平成27年

◆図-8　本市の経年比較

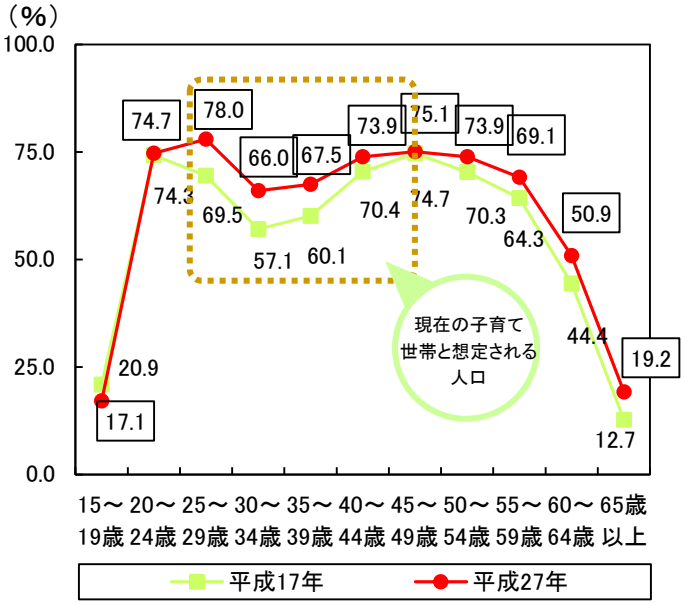

資料：国勢調査　平成17年
平成27年

（5） 幼児教育・保育の状況

○保育園の入園児数は年々増加し、幼稚園の入園児数は減少傾向にあります。
○共働き家庭が増加しているため、今後も保育園の入園希望は増加し、幼稚園の入園希望は減少すると予測されます。
○子どもの人数が減少する一方で、保育園の低年齢児（０歳から２歳まで）の入園児数は増加しています。
○入園児数が減少している幼稚園については、空き教室の有効活用や認定こども園化を推進するなどの検討をしています。

◆図−9　保育園の入園児数

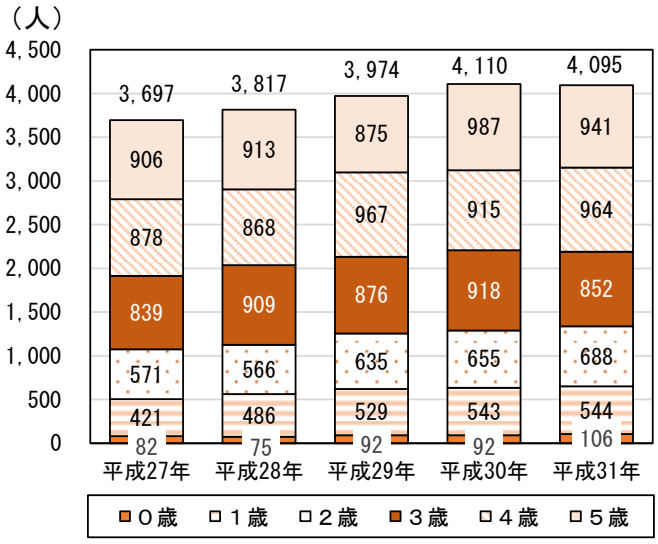

資料：安城市　4月1日現在

◆図−10　幼稚園の入園児数

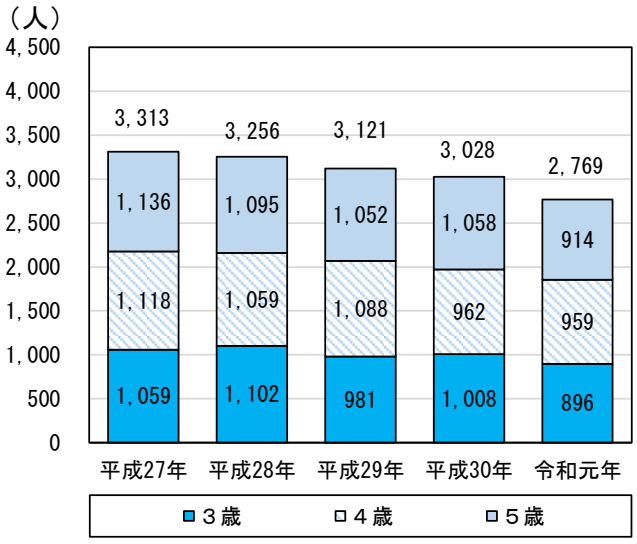

資料：安城市　5月1日現在

◆図−11　保育園、幼稚園、認定こども園の状況【平成31年4月1日現在】

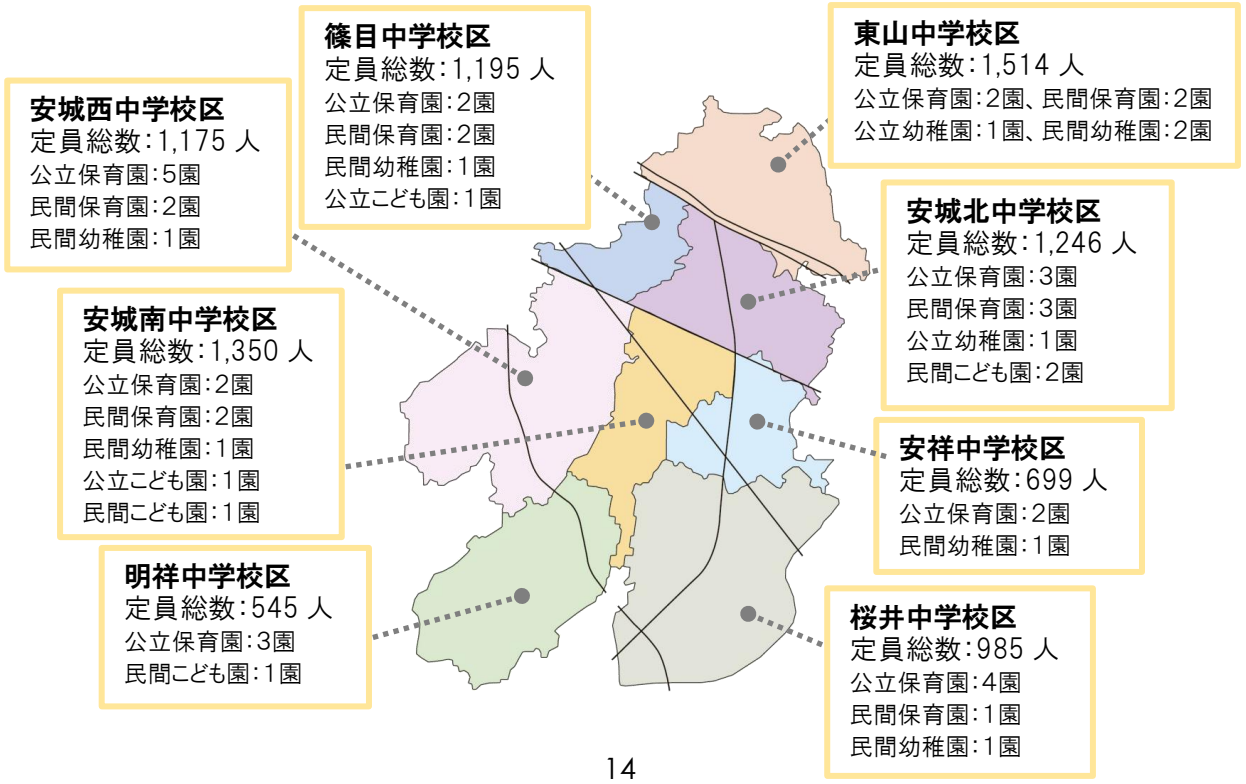

2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

（1） ニーズ調査概要

本調査は、令和元年度に策定を行う子ども・子育て支援事業計画の策定資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

〇調査地域：安城市全域
〇調査対象：市内在住の就学前児童の保護者
　　市内在住の小学生児童の保護者
〇抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童2，000人、小学生児童2，000人の
　　合計4，000人を無作為抽出
〇調査期間：平成30年12月7日～12月21日
〇調査方法：郵送による配布・回収

◆回収状況

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,222	61.1%
小学生児童	2,000	1,207	60.4%
合　　計	4,000	2,429	60.7%

※次ページ以降のグラフにおいて、特に記載がない限り、安城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成30年度）から引用しています。
※前回の調査は、平成25年度に実施した安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査を指します。

（2） 幼児教育・保育の実施評価

○幼児教育・保育事業は５段階評価の平均が、重要度4.67、満足度4.10と、ともに高いことから、現状では、保護者のニーズに対応した事業が運営できていると考えられます。

○駐車場や利用料金は重要度、満足度ともに低くなっています。駐車場については、低年齢児の受け入れが増加したことにより、車で送迎をする保護者が多くなり、保育士の人数も増加しているため、駐車場が足りていない状況となっており、それが結果に反映されていると考えられます。

○施設環境については、重要度が高いのに対し満足度は若干低いため、老朽化した施設の改修を進めていく必要があります。

◆図−12　重要度×満足度

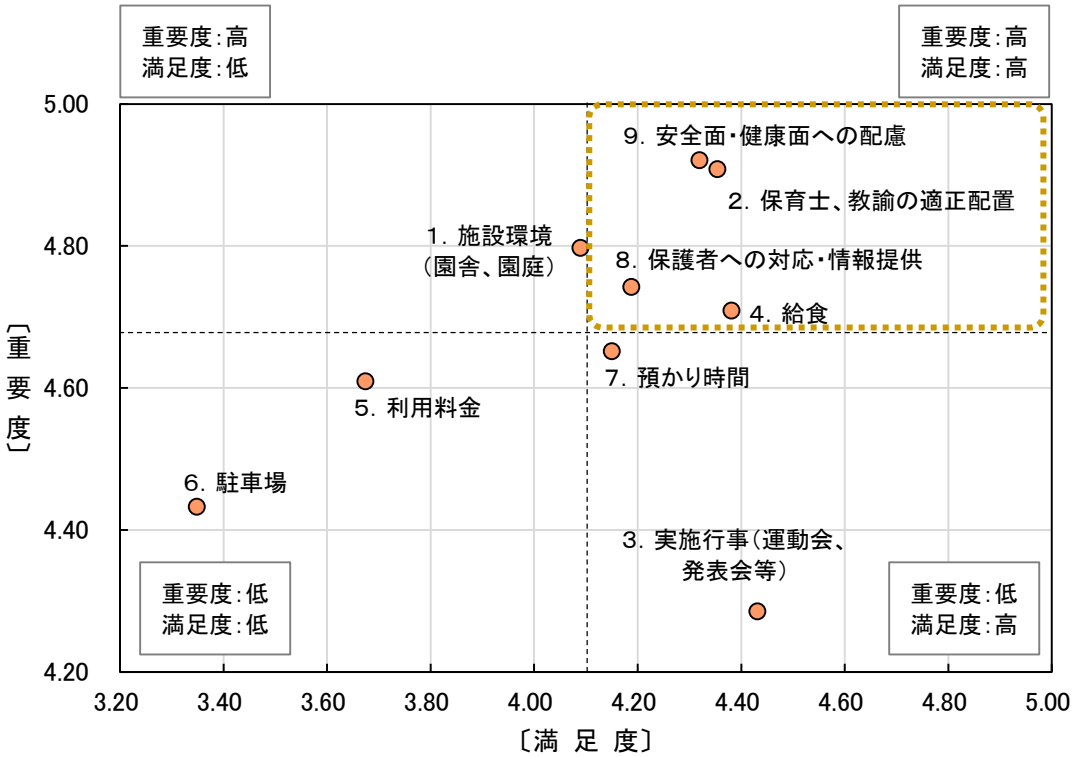

項目	重要度※	満足度※
1. 施設環境（園舎、園庭）	4.80	4.09
2. 保育士、教諭の適正配置	4.91	4.35
3. 実施行事（運動会、発表会等）	4.29	4.43
4. 給食	4.71	4.38
5. 利用料金	4.61	3.67
6. 駐車場	4.43	3.35
7. 預かり時間	4.65	4.15
8. 保護者への対応・情報提供	4.74	4.19
9. 安全面・健康面への配慮	4.92	4.32
全項目の平均	4.67	4.10

※全９項目について、「重要度」「満足度」ともに５段階評価で、点数に回答者数を乗じ、それぞれの項目の指数とします。（加重平均）

（3） 幼児教育・保育の状況

○前回の調査結果と比較すると、フルタイムやパート・アルバイト等で就労している母親が増えており、就労意向を持つ保護者の割合が高いことから今後もこの傾向が続くことが予想されるため、保育ニーズが更に高まることが考えられます。

○すべての年齢で、「フルタイムだが、現在産休・育休等の休業中」の人の割合が前回調査より高くなっています。各職場で産休だけでなく、育休取得の推進が図られていると考えられます。

○子どもの年齢別で前回調査と比較すると、０歳から３歳までの就労している母親の割合が前回調査と比較して高くなっています。

◆図−13　母親の就労状況×子どもの年齢

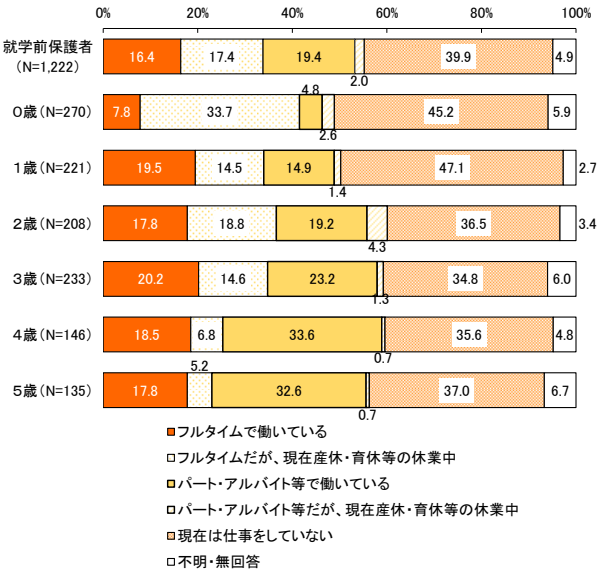

前回調査

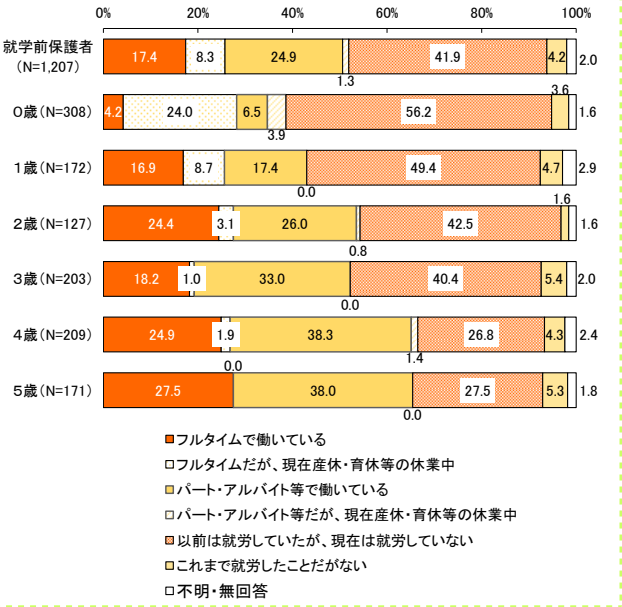

◆図−14　今後の就労意向

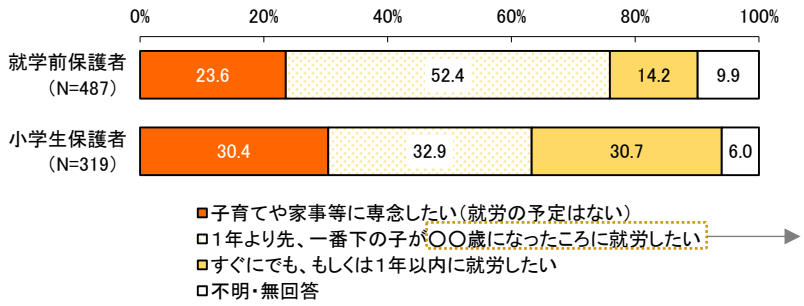

◆図−15　○○歳になったころ

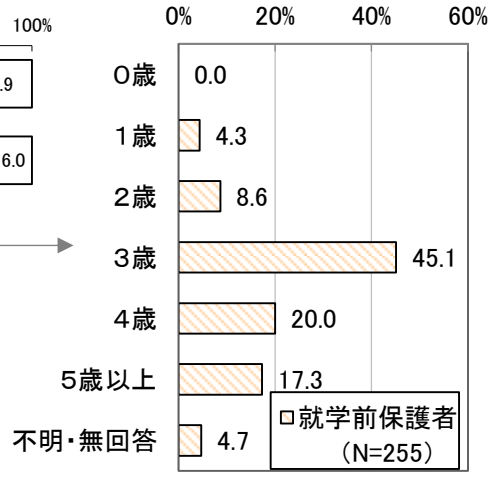

○幼児教育・保育事業の利用状況について、前回調査と比較すると、０歳、１歳の低年齢児で利用率が上がっていることがわかります。

○３歳以上では、前回調査と同様に90%以上が利用している状況にあり、子どもの数に比例して需要が増減するものと考えられます。

○ニーズ調査の結果から、住んでいる中学校区内で幼児教育・保育事業を利用したいと回答した人の割合が、実際に利用していると回答した人の割合を上回ったことから、希望に添えていない状況があることがわかります。

◆図−16　幼児教育・保育事業の利用状況

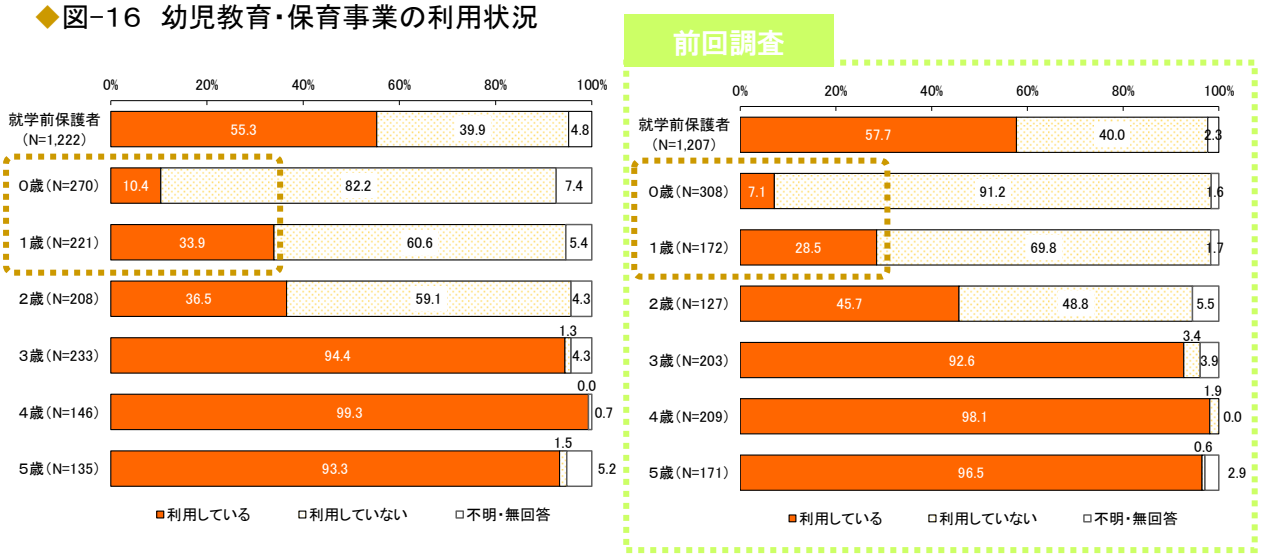

◆図−17　幼児教育・保育事業の利用している場所

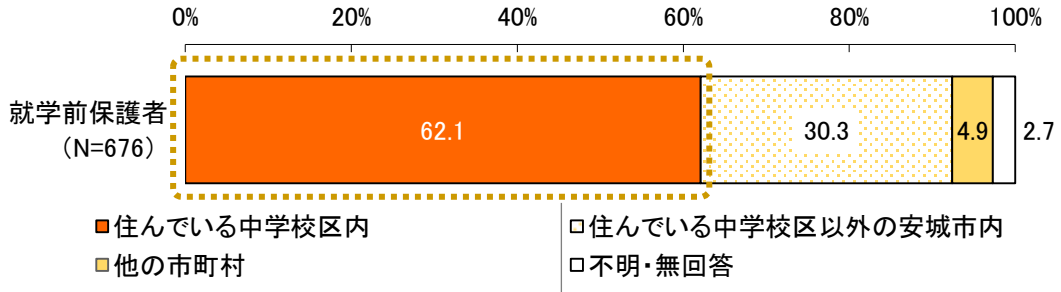

◆図−18　幼児教育・保育事業の利用したい場所

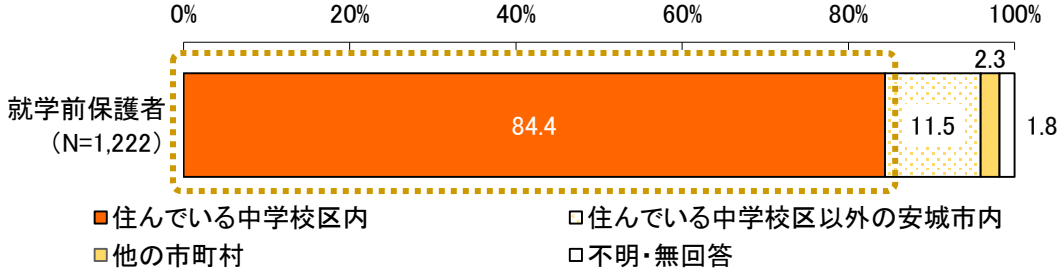

（4） 放課後の子どもの過ごし方

○子どもが６歳から９歳までの母親の就労状況は、低学年においては、フルタイムで就労している割合が前回調査と比較して高くなっています。高学年においては、フルタイムの割合が低く、また、全年齢でパート・アルバイト等の割合が減っており、学年によって母親の就労形態が変化しています。

○児童クラブの利用は、低学年では、前回調査と比べて 29.2%と大幅に増加しています。

○放課後を自宅や習い事で過ごす小学生の割合が高いことがわかります。

◆図−19　母親の就労状況×子どもの年齢

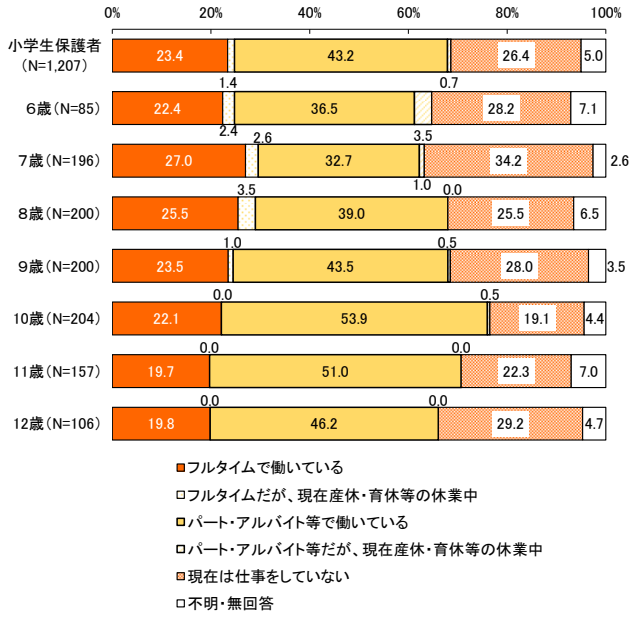

前回調査

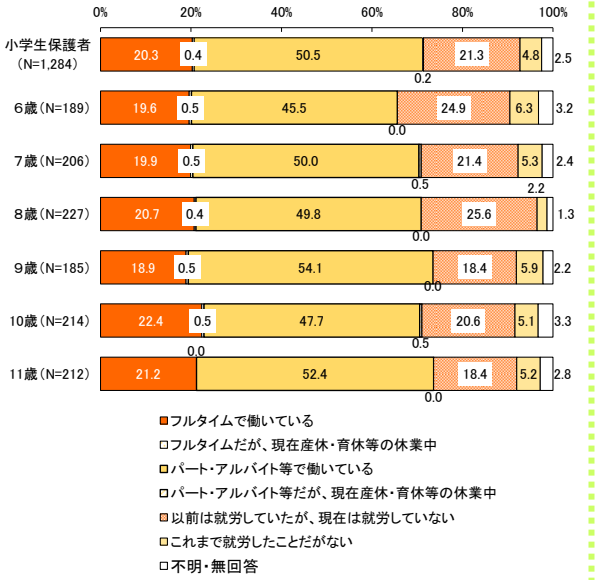

◆図−20　小学生の放課後過ごしている場所＜複数回答＞

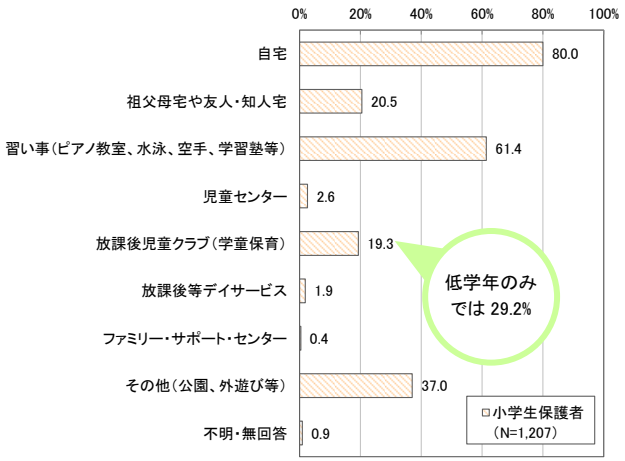

前回調査

※児童クラブの利用状況
（前回調査時は低学年保護者のみの調査）

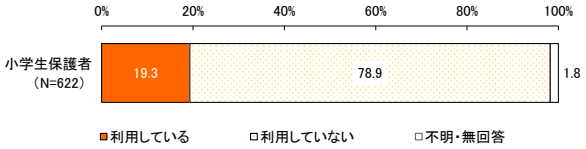

○就学前児童の保護者を対象とした調査結果では、小学校就学後に希望する放課後の過ごさせ方について、低学年で約４割、高学年で約２割の児童クラブの利用意向があります。
○前回調査と比較すると、低学年、高学年ともに、児童クラブの利用意向が高くなっています。

◆図-21　希望する放課後の過ごさせ方＊5歳以上のお子さんをお持ちの保護者のみ＜複数回答＞

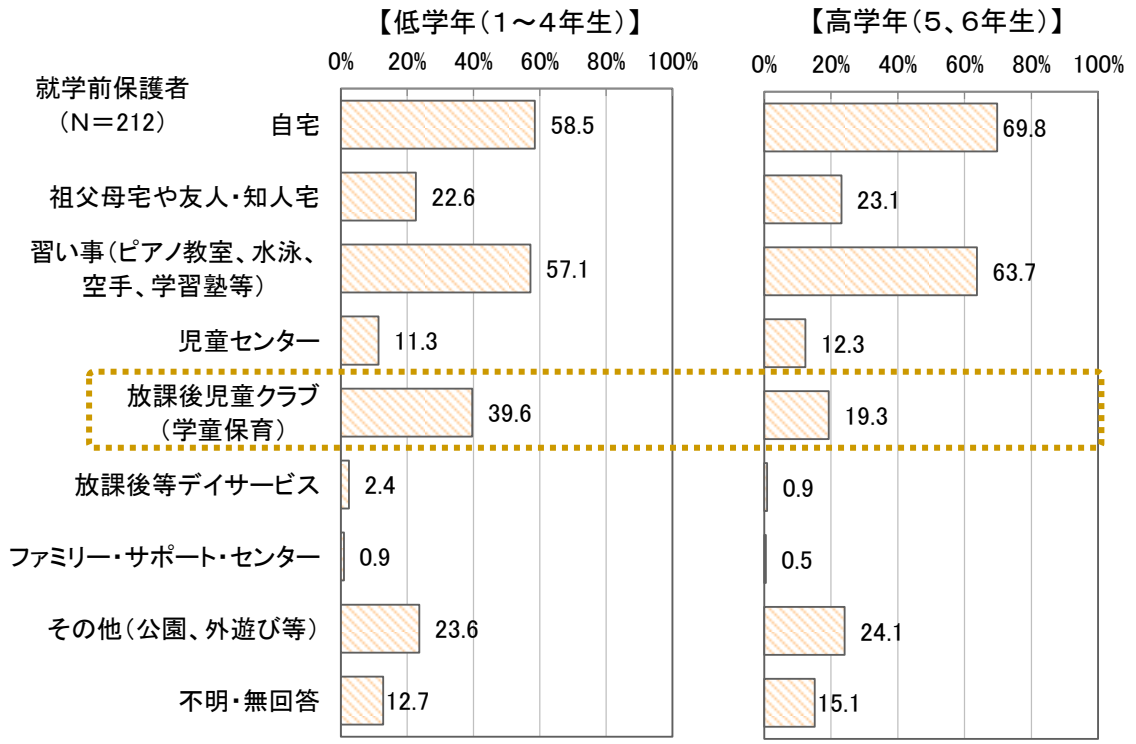

前回調査

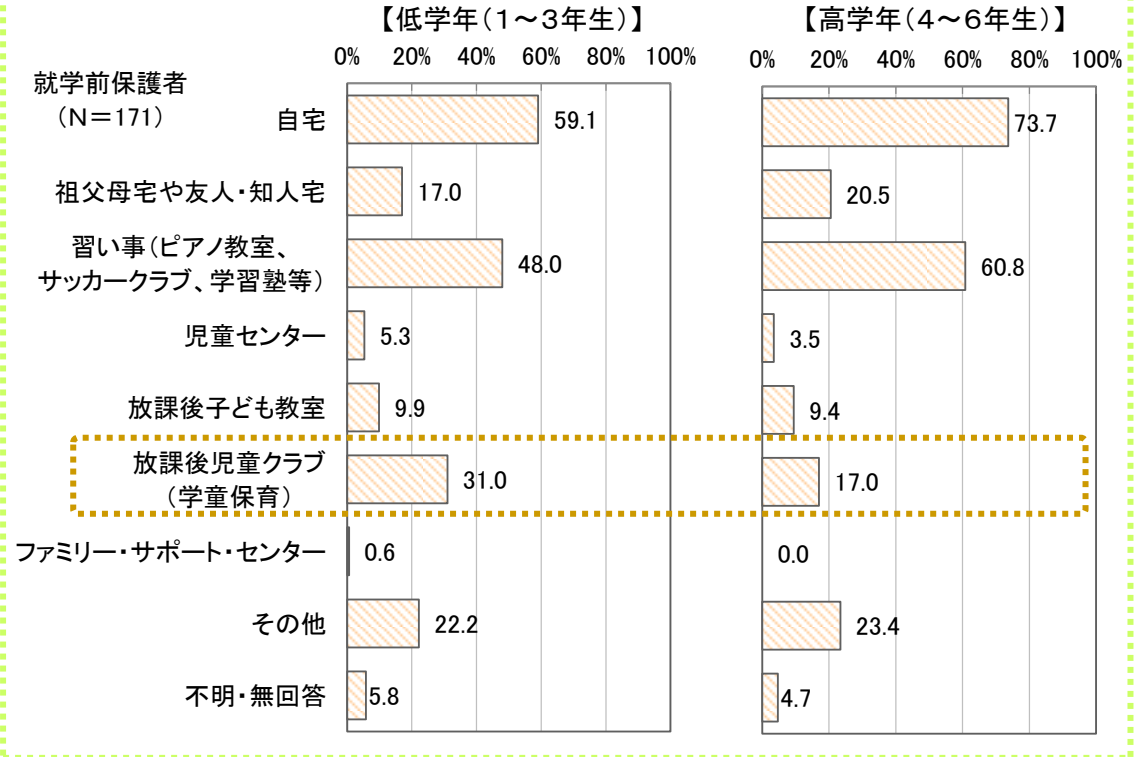

（5） 地域子ども・子育て支援事業について

○祖父母をはじめとした親族等からの支援の有無は、子育てのしやすさに大きな影響があります。
○祖父母等と近居・同居していない家庭は、している家庭に比べて、支援が「まったくない」と回答した人の割合が高くなっています。
○祖父母からの子育て支援は「子どもの相手・預かり（急用等のとき）」と回答した人の割合が最も高く、「食料、家財等の援助」と回答した人の割合は次に高く、いずれも子どもの成長に伴って支援が減少する傾向があります。
○子育てに関して相談できる相手としては、就学前保護者は「祖父母、兄弟姉妹」と回答した人の割合が最も高く、小学生の保護者では、「友人や知人」と回答した人の割合が最も高くなっています。就学前保護者においては、「祖父母、兄弟姉妹」「友人や知人」と回答した人の割合が前回調査より低くなっています。

◆図−22　祖父母からの子育て支援について

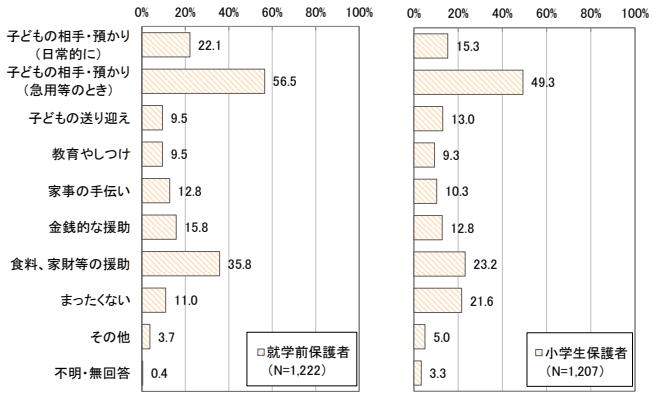

前回調査

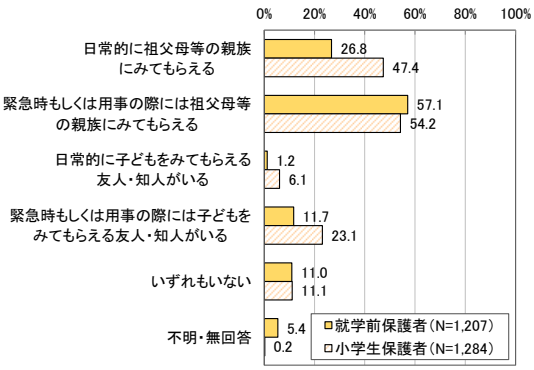

◆図−23　子育てに関して相談できる相手について

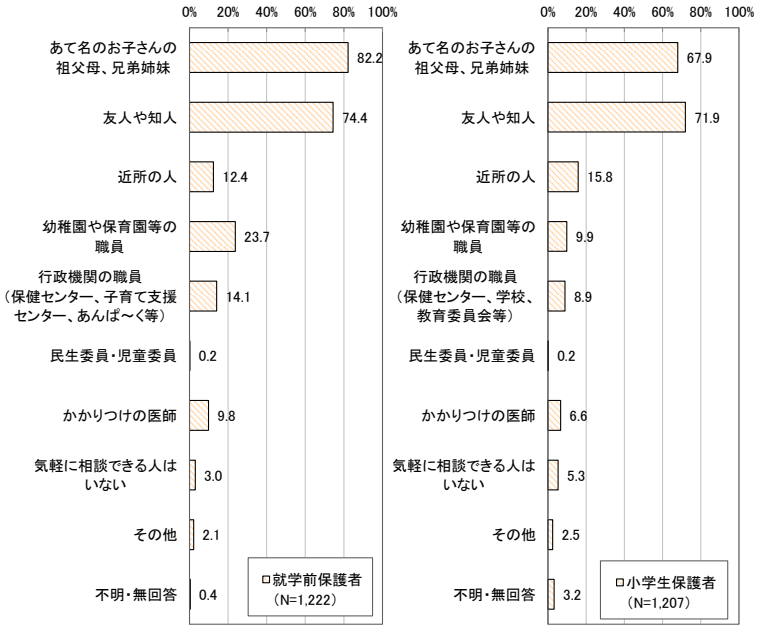

前回調査

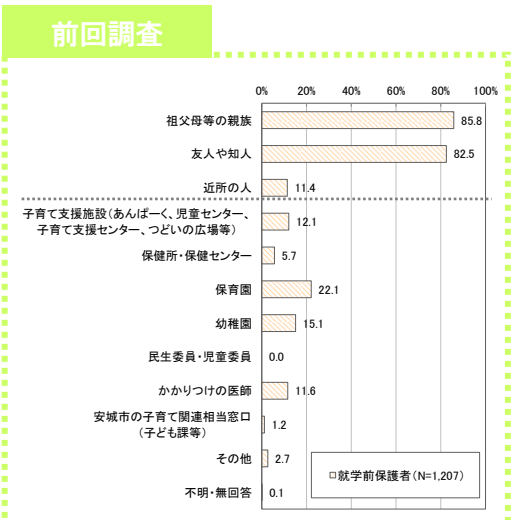

○地域子育て支援拠点事業の利用状況は、前回調査と比較して「利用していない」と回答した人の割合が若干減っています。前回調査と比較すると、現在、子育て支援事業を利用している人が、更に利用日数を増やしたいという意向が高くなっています。

○利用を増やしたい人の希望回数は、１週間あたりでは「１回～２回」が41.7%、１か月あたりでは「３回～４回」が18.8%となっています。

◆図-24　地域子育て支援拠点事業利用状況

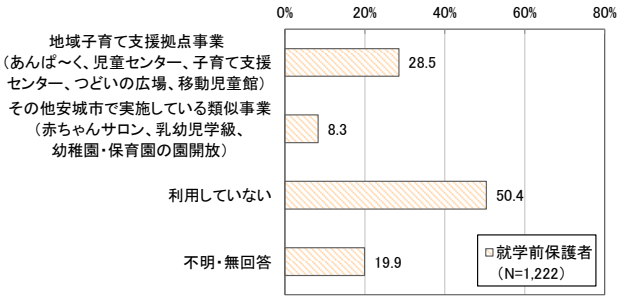

前回調査

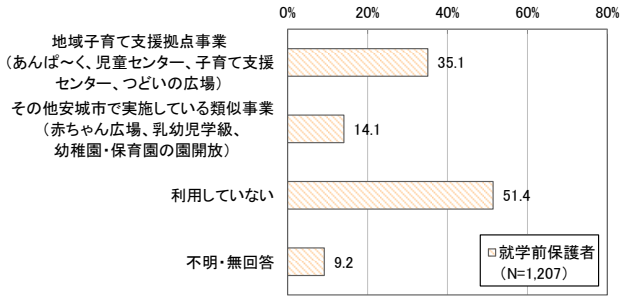

◆図-25　今後の利用意向

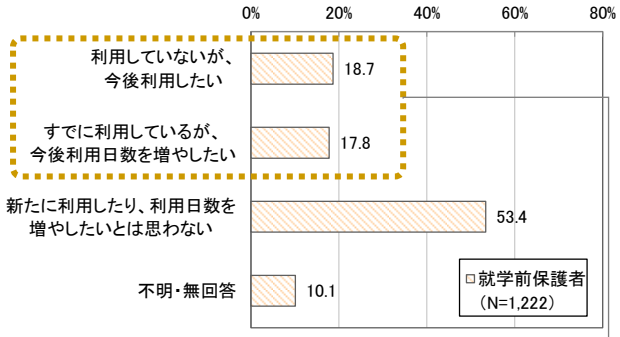

前回調査

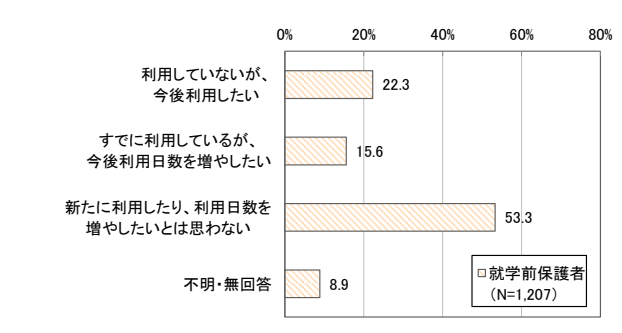

◆図-26　利用を増やしたい人の希望回数

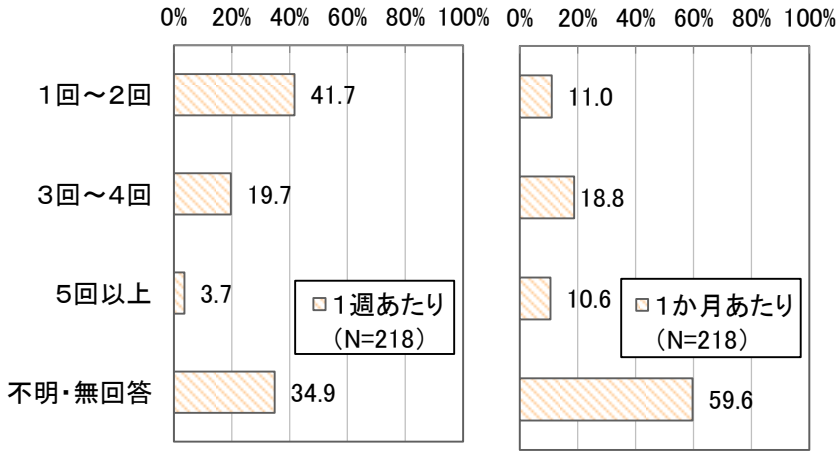

○前回調査と比べて、子育て支援事業の利用意向は上がっている一方で、認知度が低下しています。

○「知っている」事業を前回調査と比較すると、②あんステップ（発達相談、療育）が9.6ポイントと最も認知度が上がっており、前回調査の療育センター（発達相談、療育訓練）から、分散していた発達に関する相談や療育支援の機能を一つに集約することで利用者の利便性の向上を図り、あんステップを整備した結果だと考えられます。

○「利用している」事業を前回調査と比較すると、③公民館講座の利用率が低くなっており、⑦つどいの広場や⑧子育て支援センターの利用が高くなっています。

○「利用したい」事業は、⑤保育園や幼稚園の園庭等の開放や⑧子育て支援センターと回答した人の割合が高くなっています。

◆図-27　子育て支援事業の認知度、利用度、利用意向

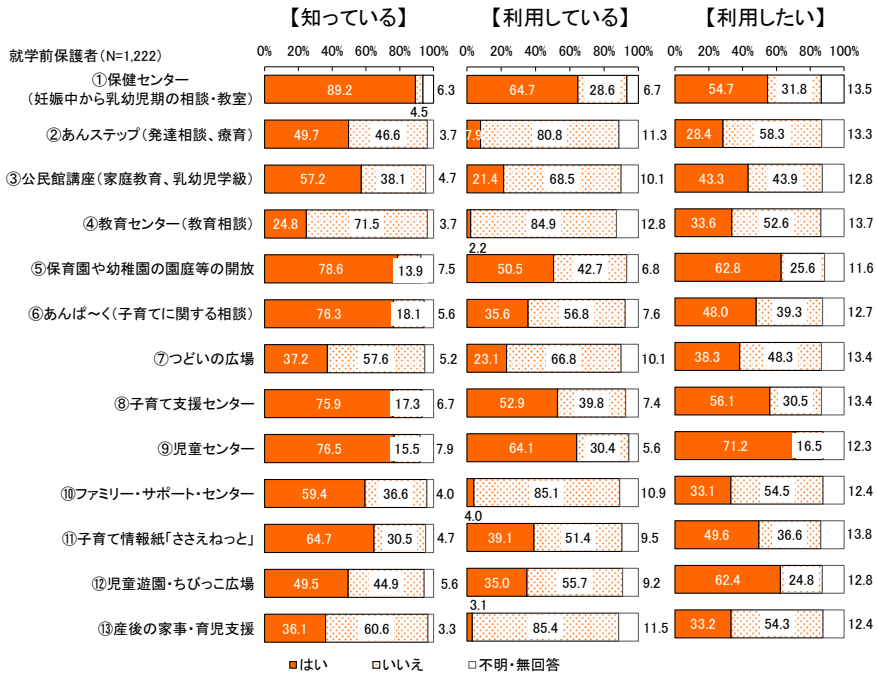

前回調査

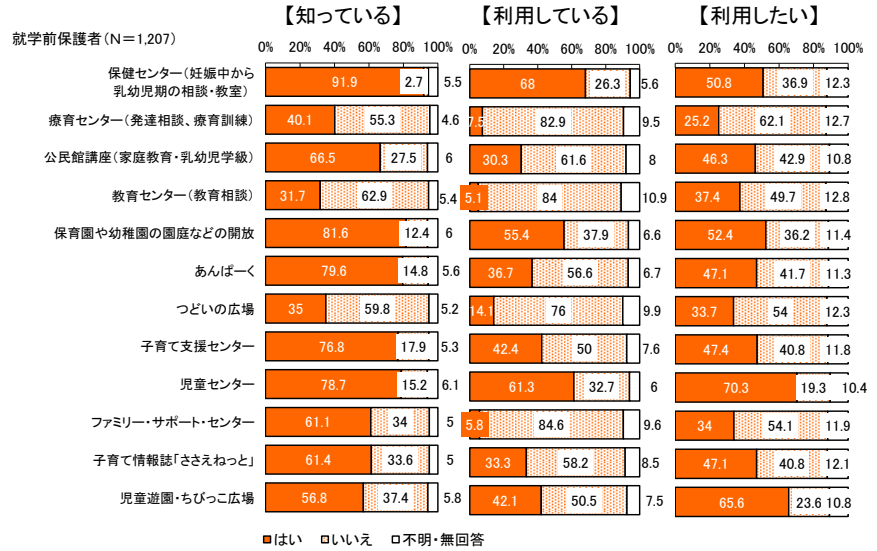

３ 子育て支援事業の取組状況

（1） 評価

本市では、様々な子育て支援事業に取り組んできました。第１期計画における、基本方針ごとの達成率からも、一定の成果があったといえます。第１期計画は平成27年度から令和元年度までの計画となっており、下記達成率は平成30年度の各施策の達成状況となっています。

基本方針	施策数	達成状況				達成率
		達成数	概ね達成の数	評価不可の数	未達成の数	
1. 乳幼児期の教育･保育環境の充実	14	12	2	0	0	100%
2. 学童期からの「生きる力」を育む環境整備	34	30	1	3	0	91%
3. 地域社会における子育て支援	42	35	4	1	2	92%
4. 安心･安全な妊娠･出産･育児のための保健対策	19	17	2	0	0	100%
5. 支援を必要とする子どもや保護者への対策	14	14	0	0	0	100%
合計	123	108	9	4	2	95%

※5年間の計画期間に対し、平成30年度実績は4年目の評価であることを勘案し、目標値の8割以上の達成率のものを、概ね達成としました。
※達成率は概ね達成を含みます。
※計画期間内に事業が終了し、すでに実施していないものは評価不可としています。

（2） 各基本方針の主な重点項目についての評価及び取組

第１期計画中に実施した主な重点項目の評価については、以下のとおりです。

方針1　**乳幼児期の教育・保育環境の充実**

①通常教育・保育事業の推進

待機児童を解消するため、受け入れ体制を整える事業

○市内には、平成31年4月１日時点で、公立保育園23園、公立幼稚園2園、公立認定こども園2園、民間保育園12園、民間幼稚園7園、民間認定こども園4園があります。

○平成31年4月１日時点で、保育園、幼稚園、認定こども園で定員総数8，513人の受け入れ体制を整えています。

○保護者の就労状況等に応じて、柔軟に子どもを受け入れられる施設として、令和元年度から公立幼稚園2園を認定こども園へ移行しました。

○共働き家庭の増加により、特に低年齢児の入園希望が高まっているため、園舎の増改築や改修及び民間保育園を誘致することにより定員の確保を図っています。令和元年度には、ブライト保育園、麦のうさぎ保育園が新たに開園しました。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
在園児数	6,633 人	6,806 人	達成

②幼稚園・保育園の施設整備

子どもが、安心して園での生活を送ることができるよう、施設の老朽化に伴う計画的な改修及び幼児教育・保育環境の向上を図るための整備を行う事業

○平成28年度にみのわ保育園を、平成30年度に和泉保育園を改築することで受け皿の確保に取り組んできました。

○老朽化している園舎について、長寿命化のための建物外部だけでなく、床や壁、空調機等の内装や設備も更新し、あわせて低年齢児の保育に有用な設備を設置しました。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
改築・改修 施設数	2 園	3 園 （改築：和泉保育園 改修：みその保育園 新田保育園）	達成

③一時預かり事業の充実

保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、子どもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業

○保育園において実施していましたが、平成26年度から幼稚園においても事業を開始し、利用者の拡大につながりました。

○保育園は入園していない子を預かり、幼稚園・認定こども園は通園している園で通常の保育時間を超えて預かります。

○平成31年4月時点で、公立保育園6園、民間保育園6園、公立認定こども園2園、民間認定こども園1園、公立幼稚園2園で実施しています。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
利用延べ人数	58,333 人	72,493 人	達成

④時間外保育事業の充実

保育園で就労等により長時間の保育を必要とする保護者のために、通常の利用時間である11時間以上の保育を行う事業

○時間外保育事業は公立保育園12園、民間保育園12園、公立認定こども園2園、民間認定こども園1園で実施しています。

○通常の利用時間を超え、12時間まで保育を行っている園は、公立保育園12園、民間保育園5園、公立認定こども園2園となっており、13時間まで保育を行っている園は、民間保育園6園、民間認定こども園 1 園となっています。更に、民間保育園 1 園で、午後10時までの15時間の時間外保育を実施しています。

○出産後もフルタイムで働く女性が増えており、保育時間の延長に対するニーズを満たすため、低年齢児保育の提供体制の整備を優先的に進めてきました。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
利用人数	615 人	595 人	概ね達成

⑤病児・病後児保育事業の充実

病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に子どもを預かる事業

○民間の病児・病後児保育室において、月曜日から土曜日までの、午前8時15分から午後6時まで預けることができます。

○子育て情報誌にて、病児・病後児保育事業の周知を図りました。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
利用延べ人数	204 人	252 人	達成

方針2　学童期からの「生きる力」を育む環境整備

⑥放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業

○月曜日から金曜日までの放課後から午後7時まで、土曜日及び長期休暇の午前7時30分から午後7時までの間、小学校1年生から4年生までを対象として実施してきました。余裕のある学校では、6年生まで受け入れています。

○共働き家庭の増加から、小学校高学年まで児童クラブに入れたいという要望を受け、空き教室を利用したり、新たにクラブの設置を行うことで受け皿の確保を図ってきました。

○低学年の受け入れを積極的に行ってきたため、高学年の利用希望に添えていない部分がありますが、すべての小学校で、6年生までの受け入れ実施に向け準備を進めています。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
実施人数	1～3 年生 1,229 人 4～6 年生　511 人	1～3 年生 1,681 人 4～6 年生　446 人	概ね達成

方針3　地域社会における子育て支援

⑦利用者支援事業の推進

子育て家庭の不安を取り除くことを目的とし、子育て支援アドバイザーがそれぞれの家庭に応じた情報提供及び相談等を行う事業

○あんぱ～くに子育て支援アドバイザーを配置し、子育てに関して、相談者の実情に応じた窓口を案内しています。

○平成26年度から実施していますが、出張保育説明会の開催回数を増やした結果、見込みを超える多くの人に利用されています。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
子育て支援アドバイザーによる出張保育説明会開催回数	8 回	48 回	達成

⑧地域子育て支援拠点事業の充実

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業

○児童センター9か所、子育て支援センター5か所、つどいの広場4か所の計18か所で実施しています。
○保護者の不安を取り除き、地域との交流の場として多くの人の利用があります。
○各センターでは、対象年齢に合わせたイベントを企画し、来所しやすい環境づくりを行いました。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
地域子育て支援拠点事業の実施か所数･延べ利用人数	計 18 か所 113,616 人	計 18 か所 144,839 人	達成

⑨ファミリー・サポート・センター事業の推進

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

○乳幼児や小学生等の子を育てている保護者が依頼会員となり、子どもの習い事の送迎等の援助を提供会員に依頼する相互の助け合い活動に関する連絡、調整を行います。
○依頼会員は増加し続ける一方で、提供会員は減少しており、高齢化も進んでいます。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
利用延べ人数	1,407 人	2,721 人	達成

⑩子育て短期入所生活支援事業（ショートステイ）の充実

保護者の疾病等により、家庭において児童の養育が困難になったとき、児童養護施設等で短期間の宿泊で子どもを預かる事業

○年度によって利用人数にばらつきがありますが、必要な時に必要な人が利用できるよう、利用可能な施設の確保に努めています。
○市内1か所、市外5か所（岡崎市、豊橋市、碧南市）で実施しています。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
利用延べ人数	10 人	20 人	達成

方針4　安心・安全な妊娠・出産・育児のための保健対策

⑪妊婦健康診査事業

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業

○妊娠の届出を11週までに行うと、妊婦健康診査費用の負担軽減や健康管理につながるため、早期に届出を行うよう周知を図りました。

○妊娠の早い段階で届出をする人の割合が96．3%と高い水準になっているため、不安や悩みを抱える人を早期に把握することができ、妊娠期からの切れ目ない支援を実施しました。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
妊娠11週までの届出率	95%	96.3%	達成

⑫乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業

○99.9%と高い実施率となっており、海外出産などの訪問ができない場合を除き、全戸訪問の実施ができています。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
乳児のいる家庭への訪問率	100%	99.9% 対象家庭数 1,810 件 実施家庭数 1,808 件	概ね達成

方針5　支援を必要とする子どもや保護者への対策

⑬養育支援訪問事業の推進

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年や多胎などの様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援を行う事業

○妊娠期から支援が必要となる家庭を把握し、乳幼児期の養育支援につなげています。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
利用人数	利用実人数 37 人	87 人 家事育児 40 人 専門的支援 47 人	達成

⑭(仮称)子ども発達支援センターの整備

療育センター、サルビア学園を併せ、さらに機能を高めた「(仮称)子ども発達支援センター」の整備を推進する事業

○平成30年7月17日に開所し、これまで療育センターやサルビア学園、保健センター、教育センター、社会福祉会館に分散していた発達に関する相談や療育支援の機能を集約し、利用する人の利便性の向上を図りました。

○知的に遅れはないものの発達に遅れや偏りがあり、生活のしづらさを感じている親子を支援するための事業を新たに実施しています。

	1 期計画の目標値	平成 30 年度実績値	評価
(仮称)子ども発達支援センターの整備	1 か所	1 か所	達成

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本理念
2　計画推進の視点
3　基本方針
4　施策体系図

1　基本理念

幸せと未来をつなぐ
子育てのまち・安城

子どもが健やかに育つことは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、これからの社会の担い手を育成するという社会全体の重要な課題といえます。

本計画では、第１期計画の考え方を継承し、今後も家庭・地域・社会の一体的な取り組みを推進することにより、すべての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域社会全体で支援し、子育てを通して子ども・保護者をはじめ市民一人ひとりが幸せを実感でき、未来につながるまち、「幸せと未来をつなぐ　子育てのまち・安城」を目指します。

２　計画推進の視点

（1） 子どもの最善の利益が確保される

子どもの視点に立ち、社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもに対し、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障されるよう計画を推進します。

（2） 保護者に寄り添い、保護者も成長する

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげます。保護者が自信を持って子どもと向き合い、成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう計画を推進します。

（3） 子育て家庭を支援する環境を整備する

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化する中で、本市に住む全ての子育て家庭を支援できる環境整備を検討します。

◆視点を踏まえた子育て支援の目指すべきサイクル

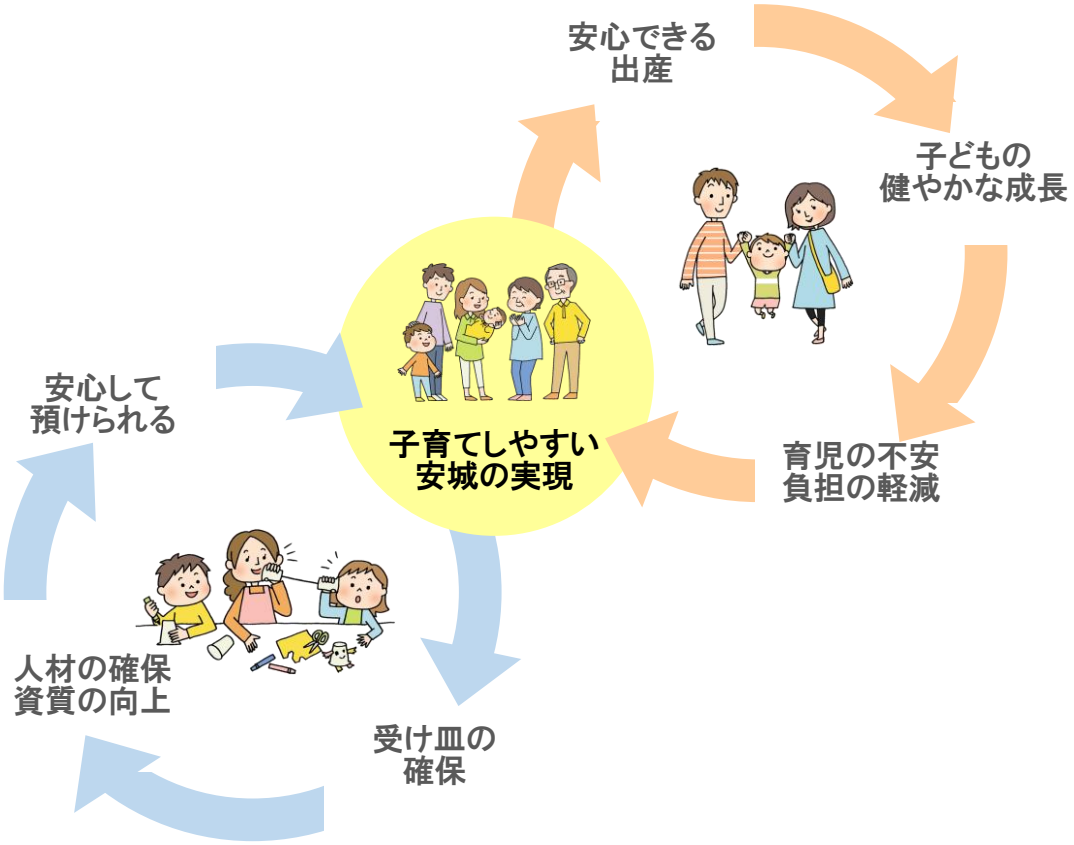

3 基本方針

（1） 安全･安心な妊娠･出産･育児のための保健対策

核家族化の進行や地域社会の変化等により、妊娠期や産後に不安や困りごとを抱えこんでしまい、産前・産後うつ等になる人の増加が社会問題となっています。

そのため、妊娠・出産への支援を充実するとともに、子どもの健康増進や小児医療の充実を図るなど、安全・安心な妊娠や出産、育児をするための保健対策を推進します。

（2） 幼児期の教育･保育環境の充実

共働き家庭の増加や家庭形態の変化等から、第１期計画を推進するうえで、低年齢児の保育ニーズの増加への対応が大きな課題となっています。

多様化する保育ニーズを満たすための幼児教育・保育の量の確保を図るとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた幼児教育・保育の質の向上に向けた取組みを推進します。

また、引き続き、児童の一時的な預りや保育時間の延長、休日の保育等の保育サービスを実施します。

（3） 学童期からの「生きる力」を育む環境整備

子どもは、将来の社会を築き、支えていく重要な役割を担っています。社会の変化が激しくなる中で、自分らしく生きることができ、自立していくためには、生きる力を育む必要があります。

そのため、多様な学びの場の充実を図り、豊かな心を育てます。

また、悩みを抱える子どもの相談、支援体制を充実させるなど、青少年の健全育成に取組みます。

（4） 子どもの居場所づくり

共働き家庭の増加により、放課後に子どもが安心して過ごせる環境に対する保護者の需要が高まっています。児童クラブに対する需要は年々増加の一途をたどり、低学年のみならず高学年にまで及んでいますが、本市は児童数が減少しているものの、全国的な傾向と比較して緩やかであるため、小学校の空き教室の確保が難しい状況となっています。

このため、新たな児童クラブの整備を始め、子どもが放課後に安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

（5） 支援を必要とする子どもや保護者への対策

子育てをめぐる環境や社会環境は変化しており、ひとり親に対する支援を進めていますが、生活に困窮し、子どもの貧困に直面している家庭は少なくありません。また、近年では発達障害などの特性や早期療育の有効性への理解が進んだということもあり、障害児支援に係る福祉サービスの利用者数が増えており、今後も増加が予想されています。更に、子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利の侵害となる児童虐待等が社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立した生活への支援を行い、発達障害をはじめとする障害児に対する適切な支援を安定的に提供できるよう民間活力を導入した施設整備を促進し、虐待を未然に防ぐため、関係機関との情報交換、連携の強化を図るなど、支援が必要な子どもや保護者への対策を推進します。

（6） 子育てしやすい社会環境の整備

ライフスタイルに対する意識や価値観の多様化に伴い、仕事と家庭を両立させるために男性の育児への参画を促すなど、誰もが子どもを産み育てたいと思う環境の整備が必要です。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとして、安心して子どもを遊ばせることのできる場所の整備や、子育てに係る負担を軽減することにより、全ての子育て家庭が子育てしやすい環境を整備します。

（7） 地域社会における子育て支援

家族形態の変化や価値観の変化から、地域のつながりは希薄化が進んでおり、そのため、身近な人々から子育てに対する支援や協力を、簡単には得られない状況となっています。

そのため、利用者に合った情報提供体制の整備など、きめ細かい子育て支援サービスの充実を図ります。そして、子育て家庭と地域との交流による子育て支援ネットワークの構築を推進し、地域コミュニティの中で子どもが育まれる環境の整備に努めます。

4 施策体系図

理念

幸せと未来をつなぐ 子育てのまち・安城

視点

子どもの最善の利益が確保される

保護者に寄り添い、保護者も成長する

子育て家庭を支援する環境を整備する

方針

1 **安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策**
- （1）安全・安心な妊娠・出産への支援
- （2）子どもの健康増進

2 **幼児期の教育・保育環境の充実**
- （1）幼児教育・保育の量の向上
- （2）幼児教育・保育環境の質の向上

3 **学童期からの「生きる力」を育む環境整備**
- （1）豊かな心の育成
- （2）青少年をとりまく環境整備

4 **子どもの居場所づくり**
- （1）放課後等の環境整備

5 **支援を必要とする子どもや保護者への対策**
- （1）ひとり親家庭の自立支援の推進
- （2）障害児施策の充実
- （3）子どもが安全・安心に育つ体制の整備

6 **子育てしやすい社会環境の整備**
- （1）ワーク・ライフ・バランスの推進
- （2）子育てにやさしい環境の整備
- （3）子育て家庭への経済的な支援

7 **地域社会における子育て支援**
- （1）子育て支援サービスの充実
- （2）子育て支援ネットワークの構築

第4章　具体的な施策

1　安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策
2　幼児期の教育・保育環境の充実
3　学童期からの「生きる力」を育む環境整備
4　子どもの居場所づくり
5　支援を必要とする子どもや保護者への対策
6　子育てしやすい社会環境の整備
7　地域社会における子育て支援

方針1　安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策

現　状

●すべての妊産婦の心身の健康管理ができるよう、母子健康手帳交付、妊産婦指導及び妊産婦健診の助成を行うなど、妊娠期から産後に向けて切れ目のない支援をしています。

●産後早期にすべての家庭に赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)を実施し、産後の心身の健康管理、育児方法に関する相談に応じ、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつないでいます。

●乳幼児健康診査事業は、子どもの発達・発育状況を把握し、支援につなげるための大切な機会であるため、受診率の維持・向上に努めています。また、いろいろな機会を通して、保健師だけでなく管理栄養士や歯科衛生士など専門職による教室や相談を開催しています。

課　題

●妊娠期からの専門職の関わりを強化し、若年や多胎等支援を必要とする家庭を早期に把握し、妊娠期からの継続支援ができる体制を整えていく必要があります。

●子どもの健やかな成長が喜びとなるよう、相談や訪問、助成等様々な事業を通して、子育て家庭へ寄り添い、支援を継続実施していく必要があります。

●専門職が関わり、必要な支援につなげるために、医療・保健・子育て等の関係機関との連携を深める必要があります。

推進方策

妊娠期から子育て期までの健康管理体制を継続するとともに、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアを実施し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図ります。また、今後も子どもの健康増進を図ります。

（1） 安心・安全な妊娠・出産への支援

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
1	**妊婦健康診査事業**	妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
2	母子健康手帳の交付
3	妊産婦指導及び健康教育事業

No.	施策・事業名
☆4	産後ケア事業

（2） 子どもの健康増進

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
5	**乳児家庭全戸訪問事業** **（こんにちは赤ちゃん訪問事業）**	生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
6	乳幼児健康診査事業
7	乳幼児保健指導
8	家庭内事故防止の啓発
9	離乳食講習会
10	子どもの料理教室

No.	施策・事業名
11	歯科保健対策
12	小児生活習慣病予防健康診断事業
13	子ども医療費助成事業
14	休日夜間急病診療事業

※ 事業番号欄に があるものは、市独自の重点施策

※ 事業番号欄に ☆ があるものは、新規に行う事業

方針2　幼児期の教育・保育環境の充実

現　状

- 国は「子育て安心プラン」を策定し、女性の就業率80％に対応できる保育の受け皿を整備することにより、待機児童を解消することとしています。
- 女性の就業率の上昇に伴い、共働き家庭が増加しており、特に低年齢児の保育ニーズは高まりをみせています。
- 幼児教育・保育の無償化により、更に保育ニーズが高まる可能性があります。
- 保護者のニーズに対応した幼児教育・保育に関する事業を実施しています。
- 保育者の研修や公立保育園の保育評価を実施するなど、質の向上を図っています。
- 施設や設備の老朽化が進んでいます。

課　題

- 女性の就業率の上昇に伴い、０歳から２歳までの低年齢児の入園希望が増加しており、一時的に待機児童が発生しているため、受け皿の整備を図る必要があります。
- 育児休業取得者が増加しているため、年齢ごとの保育ニーズの把握にあたっては、職場復帰のタイミングを考慮する必要があります。
- 共働き家庭の増加に合わせ、一時預かりや病児・病後児保育など、多様な保育の形態が求められており、引き続き事業を推進していく必要があります。
- 保護者のニーズに合った事業を実施している中、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた幼児教育・保育の質の向上に努める必要があります。
- 老朽化した、保育園、幼稚園などにおける施設の改修や設備の更新を計画的に進める必要があります。

推進方策

保育士の負担を軽減し、働きやすい環境をつくることにより、保育士の確保を促すとともに、受け皿を整備することで、幼児教育・保育の量の確保を図ります。また、一時預かり事業や病児・病後児保育事業を実施することで、働きながら子育てしやすい環境を維持します。

更に、保育者研修制度等の事業を実施し、幼児教育・保育環境の質の維持・向上に取り組みます。

（1） 幼児教育・保育の量の確保

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
15	**幼児教育・保育事業**	待機児童を解消するため、民間事業者による受け皿の整備などにより受け入れ体制を整える事業
16	**一時預かり事業**	保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、子どもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業
17	**延長保育事業 （時間外保育事業）**	保育園で就労等により長時間の保育を必要とする保護者のために、標準時間認定は11時間を超える保育、短時間認定は8時間を超える保育を行う事業
18	**病児・病後児保育事業**	病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に子どもを預かる事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
19	休日保育事業

（2） 幼児教育・保育環境の質の向上

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
20	**保育者研修制度**	保育の理論と実践力を身につける研修に加え、経験や役職等に応じた研修など、保育者の資質向上に向けた研修内容の充実を図る事業
21	**保育園・幼稚園・認定こども園の施設改修**	子どもが、安心して園での生活を送ることができるよう、施設の老朽化に伴う計画的な改修及び幼児教育 ・保育環境の向上を図るための整備を行う事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
22	幼児教育・保育評価事業

No.	施策・事業名
23	安全教育

方針3　学童期からの「生きる力」を育む環境整備

現　状

●保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続は、子どもの豊かな育ちを実現する上で重要な視点となっています。
●小学校、中学校間の連携・接続に関する現状を考慮し、異年齢交流や学校間交流に取り組み始めています。
●ICTの進化やインターネットなどの普及により、子どもの価値観は多様化しています。
●各学校、団体で不登校やひきこもり対策を講じていますが、長期化している現状があります。

課　題

●保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を強化するために、関係機関との連携が求められています。
●スマートフォンなどの情報機器の普及によりインターネットの利用率が増加し、直接、人と関わる機会が減っているため、豊かな心を育む体験が必要です。
●学童期からの不登校児童・生徒への支援・相談体制の充実と、学校間及び関係機関との情報共有を図るなど連携強化が求められています。

推進方策

保育園、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校への接続を強化するとともに、様々な体験を通して心の教育の一層の充実を図ります。
また、関係機関と連携して相談事業を推進し、青少年の健全な育成に取り組みます。

（1） 豊かな心の育成

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
24	**就園から中学校卒業までの園・学校間の連携**	保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への各段階の環境変化に対応し、学校生活に適応できるよう、円滑な接続を進めていくための事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
25	心の教育
26	命の教育
27	防災・安全教育
28	中高生のボランティア体験学習
29	職場体験

No.	施策・事業名
30	総合学習の活性化
31	赤ちゃんふれあい交流事業
32	農業後継者確保対策事業
33	思春期保健事業

（2） 青少年を取り巻く環境整備

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
34	**教育相談と適応指導教室**	不登校をはじめとする学校生活への不適応を生じた児童・生徒に対して、教育相談や適応指導教室を通して支援する事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
35	青少年健全育成活動

No.	施策・事業名
36	困難を抱える若者への支援

方針４　子どもの居場所づくり

現　状

●共働き家庭の増加により、保育ニーズの高まりと比例して、児童クラブのニーズも高くなっています。
●地域のつながりの希薄化、安全面の変化から放課後に子どもが過ごす場所が変化しています。
●各小学校で余裕教室がなくなっており、放課後子ども教室事業を実施することが難しい状況となっています。
●児童センターの整備やスポーツ教室の開催等により、子どもの放課後や休日の居場所づくりにつなげています。

課　題

●児童クラブにおいて、入会希望者は年々増加しており、受け皿を確保するための整備を行う必要があります。
●児童クラブの６年生までの受け入れ拡大に伴い、子どもの健全な育成に深い関わりを持つ放課後児童支援員を確保する必要があります。
●子どもにとって安心できる居場所が確保できるよう、様々な選択肢をつくる必要があります。

推進方策

児童クラブの受け皿を確保するとともに、講座やスポーツ教室の開催など、様々な子どもの居場所づくりに取り組みます。

（1） 放課後等の環境整備

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
37	**放課後児童健全育成事業（児童クラブ）**	昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
38	民間児童クラブへの支援
39	放課後等の子どもの居場所づくり

No.	施策・事業名
40	児童センター事業

方針5　支援を必要とする子どもや保護者への対策

現　状

- ひとり親家庭では、半数以上が相対的な貧困になっています。
- 早期療育の有効性の理解が進み、子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮した支援を求める保護者が増えています。
- 近年、子どもに対する虐待やいじめ及び子育て家庭の社会的な孤立などが発生しています。
- 国では、令和４年度までに虐待における相談体制を強化するため、全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとしています。
- 虐待に関する相談件数は、近年、横ばいに推移しています。
- 市内に在住する外国人の人口は年々増加傾向にあり、日本語の習得が不十分な子どもが増えています。

課　題

- ひとり親家庭の経済的な自立のために、就業支援をはじめ、金銭的な支援、家事支援など、仕事と家事･育児の両立をするための支援が必要です。
- 児童発達支援事業所等を利用する児童が多くなっているため、受入施設の拡充について検討する必要があります。
- 発達に遅れや心配のある子どもの保護者の理解を深めるとともに、子どもの社会適応力の向上を図る必要があります。
- 虐待防止のため、若年や多胎、育児不安や孤立感を抱える家庭等に対して、家事・育児支援または専門的な支援を行う必要があります。
- 虐待が重篤化する前に対策を行うためには、子ども家庭総合支援拠点の設置及びその人材を確保する必要があります。
- 年々増加する外国人に対応するため、文化や言語の壁に配慮する必要があります。

推進方策

ひとり親家庭が自立するための支援をはじめ、障害児への療育支援など、特別な事情を抱えた子どもとその家族に対するきめ細やかな支援を行います。また、家庭における虐待防止や外国籍児童、生活困窮世帯への支援を行い、子どもが安全で安心して育つための体制を整備します。

（1） ひとり親家庭の自立支援の推進

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
41	ひとり親家庭相談
42	ひとり親家庭日常生活支援事業

No.	施策・事業名
43	ひとり親家庭の家計負担軽減
44	ひとり親家庭への就業支援

（2） 障害児施策の充実

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
45	**保護者及び学齢期支援事業**	幼児期の子どもを育てる保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座（ペアレント・プログラム）及び学齢期の子どもが自分らしく生きるために社会性を身に付ける講座（ソーシャルスキルトレーニング）を実施する事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
46	市内における児童発達支援
47	発達相談及び療育支援
48	障害児を持つ家庭の負担軽減

No.	施策・事業名
49	統合保育・交流保育
50	特別支援教育

（3） 子どもが安全・安心に育つ体制の整備

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
51	**養育支援訪問事業**	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年や多胎などの様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援を行う事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
52	子ども家庭総合支援拠点の設置
53	虐待に関する相談
54	生活困窮世帯の子どもへの学習支援

No.	施策・事業名
55	生活困窮世帯への就労支援
56	就学援助費の支給
57	通訳活用事業

方針6　子育てしやすい社会環境の整備

現　状

●国の働き方改革では、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めています。
●就業を希望する女性が増えているため、出産や子育てのために離職した人への再就職の支援を行っています。
●父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は、以前よりも高まりをみせているものの、依然として母親が子育ての大半を担っています。
●公園の整備や多目的トイレの設置等の子育てしやすい施設整備を図っています。
●子育て家庭の経済的負担を軽減するため、手当の支給や助成を行っています。
●保育料等の無償化にあたっては、事業者及び利用者に負担がかからないよう配慮しながら実施しています。また、特定こども・子育て支援施設等の確認や指導監督等にあたっては、愛知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めています。
●多子家庭と低所得者家庭への経済的な支援として、第３子以降と低所得者家庭の給食費や保育料を軽減しています。
●子どもを犯罪や事故等から守るため、各地域において見守り活動を行っています。

課　題

●子育てしやすい環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスの取組みを推進していく必要があります。
●子どもが健やかに成長するために、父親や祖父母の子育て参画を支援し、家事育児負担の平等化と協力を図る必要があります。
●家庭の経済状況によって教育の機会が奪われることが無いよう、支援を図ることが必要です。

推進方策

仕事と子育ての両立を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を実施します。また、引き続き、施設整備を行い、多世代住宅への補助など、子育て家庭への経済的支援を行います。

（1） ワーク･ライフ･バランスの推進

重点的に取組む施策･事業

No.	事業名	内容
58	**女性への就業支援**	就職を希望する女性を対象としたセミナーの開催や相談、求人情報の提供により復職を支援する事業

その他取組む施策･事業

No.	施策･事業名
59	創業支援
60	家事･育児等への参画に向けた学習機会の提供

No.	施策･事業名
61	子育て世帯の男性に対する家事･育児参画

（2） 子育てにやさしい環境の整備

その他取組む施策･事業

No.	施策･事業名
62	公園等の維持管理
63	多目的トイレ･おむつ交換台等の設置

No.	施策･事業名
64	見守り活動
65	「こども 110 番の家」

（3） 子育て家庭への経済的な支援

重点的に取組む施策･事業

No.	事業名	内容
66	**多世代住宅補助**	小学校修了前の子どもと親、祖父母等の 3 世代が同居・近居することで、全ての世代が安心して生き生きと暮らし、社会で活躍できることを目的に、多世代住宅の建築や取得にかかる費用の一部を補助する事業

その他取組む施策･事業

No.	施策･事業名
67	児童手当･特例給付の支給
68	保育料等負担軽減
69	給食費負担軽減

No.	施策･事業名
70	高等学校等修学奨学金の支給
71	私立高等学校等授業料の補助

方針7　地域社会における子育て支援

現　状

●核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、近親者や地域の人からの子育てに関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

●国では、妊娠期から子育て期にわたる相談に応じ、関係機関等と連携し切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを令和２年度末までに全国展開することとしており、本市では、保健センターに利用者支援事業の母子保健型を、あんぱ～くに利用者支援事業の基本型を設置し、それらを連携させることで子育て世代包括支援センターを展開しています。

●育児の援助が必要な人に対し、地域住民等が必要な援助を行うことにより、お互いに育児を助け合う会員組織の事業（ファミリー・サポート・センター事業）を展開しています。

●スマートフォンなどの情報機器の普及により、子育て情報の入手方法が変化しています。

課　題

●子育てにおける祖父母等の親族からの支援の有無は、子育ての負担感に大きな影響を及ぼすため、親族が同居あるいは近居していない場合は、地域で支え合う関係がより一層必要となっています。

●妊娠・出産・育児における様々な相談に応じ、切れ目のない支援を提供するためには、子育て世代包括支援センターを中心とし、各関係機関が連携した取り組みが必要となります。

●ファミリー・サポート・センター事業において、育児を援助する提供会員の確保や高齢化対策が必要になっています。

●ＷＥＢやＳＮＳを活用した子育てに関する情報の発信を強化する必要があります。

推進方策

子育て環境の変化により生ずる多様な育児ニーズに対応するため、子育て支援サービスの充実を図り、ファミリー・サポート・センター事業等の地域での相互援助を推進します。

また、情報提供のあり方を見直すとともに、関係機関が連携し、地域全体で子育て家庭を支援していきます。

（1） 子育て支援サービスの充実

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
72	**利用者支援事業**	子育て家庭の不安を取り除くことを目的とし、子育て支援アドバイザー及び母子保健コーディネーターが、それぞれの家庭に応じた情報提供及び相談等を行う事業
73	**地域子育て支援拠点事業**	身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業
74	**子育て短期入所生活支援事業（ショートステイ）**	保護者の疾病等により、家庭において児童の養育が困難になったとき、児童養護施設等で短期間の宿泊で子どもを預かる事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
75	地域活動事業
76	子育てに関する情報発信

No.	施策・事業名
77	子育てに関する相談
78	子育てに関する講座

（2） 子育て支援ネットワークの構築

重点的に取組む施策・事業

No.	事業名	内容
79	**ファミリー・サポート・センター事業**	育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業

その他取組む施策・事業

No.	施策・事業名
80	多世代間交流事業

No.	施策・事業名
81	安城市小中学校ふれあいネット事業

第5章　重点5か年事業

1　重点項目と子育て支援事業の提供区域
2　子育て支援事業の量の見込み
3　具体的な取組

1　重点項目と子育て支援事業の提供区域

【重点項目】

本計画では、４章で掲げた81事業のうち、特に重点的に取組む19事業を重点項目としています。このうち、７事業については、本市が独自に推進する事業であり、保育の質の向上を始め、学校生活に適応できるようにするための円滑な接続、不登校児童・生徒や障害児への支援、女性への就業支援、多世代の同居・近居の補助を実施するなど、子どもと保護者に寄り添い、子育てしやすい環境を整備します。また、年度ごとに目標とする指標を設定します。

国から示された基本指針の必須記載事項となっている12事業については、子育て家庭のニーズに応えられるよう、５か年の量の見込みと、それに対して本市が確保する量を算出します。

【事業の提供区域】

本市には８つの中学校区があり、計画的に子育て関係施設の整備を進めてきたため、市内各地にバランスよく配置されています。また、地理的条件、交通事情からも移動が容易な地域であるため、市内全域を一つの提供区域として設定し、利用者が幅広い選択肢の中から、通園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるようにしています。

◆子育て支援施設の状況【平成31年4月1日現在】

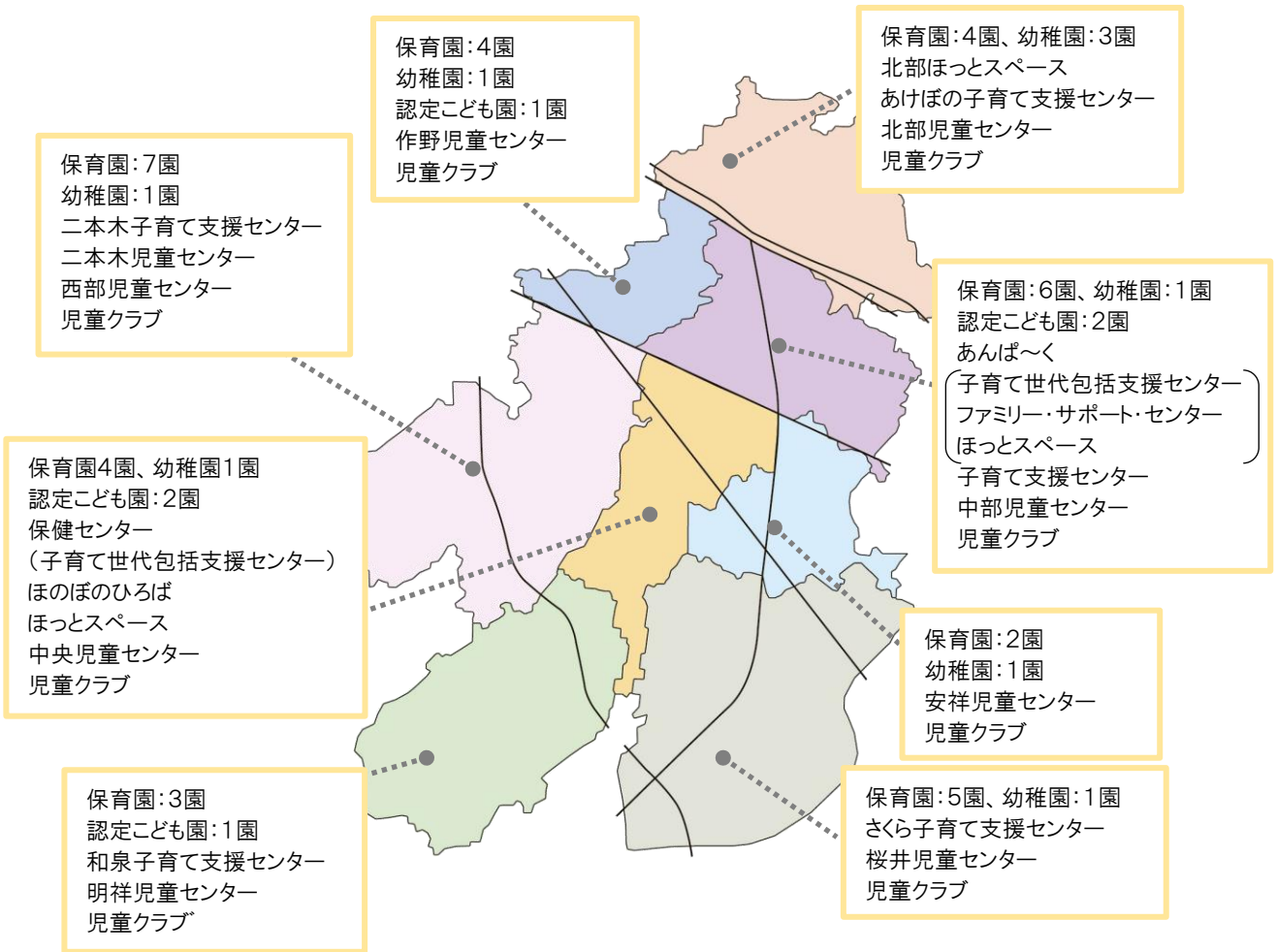

２ 子育て支援事業の量の見込み

【子どもの人口推計】

○子育て支援事業の利用希望者を把握するために、子どもの人口推計を行いました。

○０歳から11歳までの子どもの人口推移をみると、年々減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されます。

○このため、第２期計画期間中の対象となる事業については、こうしたことを踏まえて量の見込みを算出することが必要となります。

◆子どもの人口推計

⇒推計　（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～11 歳	23,434	23,178	23,106	23,024	22,735	22,368	21,985	21,633	21,266	20,976

【量の見込み】

○「量の見込み」の算出については、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の中で算出方法が示されており、その手引きに準じて算出をすることとなっています。

○第１期計画の傾向を踏まえて、本市としての「量の見込み」を算出し、それに対して「確保量」を検討しました。

3 具体的な取組

方針1　**安全・安心な妊娠・出産・育児のための保健対策**

1-① 妊婦健康診査事業[事業番号:1]

【事業内容】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業

【今後の方向性】

○引き続き、安全・安心な出産を迎えるために、妊娠初期から健康診査を受診し、健康管理ができるよう、妊娠の届出を早期（11週まで）に行うよう促していきます。

○妊娠中から不安や悩みがある人を把握し、関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を引き続き実施します。

◆妊娠11週までの届出率　（単位:%）

量の見込み及び確保方策	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	95	96	96	96	96	96
確保量	96.3	96	96	96	96	96

1-② 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）[事業番号:5]

【事業内容】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業

【今後の方向性】

○引き続き、乳児が入院中等の理由で訪問が困難な場合でも、保護者と連絡を取り、状況の把握に取り組みます。

○生後4か月を迎えるまでに訪問が困難な家庭は、その後の訪問や4か月児健診等で母子の健康状態や育児状況などの養育環境を確認し、すべての家庭の把握に努め、必要な支援が受けられるようにします。

◆乳児家庭全戸訪問実施率　（単位:%）

量の見込み及び確保方策	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	100	100	100	100	100
確保量	99.9	100	100	100	100	100

方針2　**幼児期の教育・保育環境の充実**

2-①　幼児教育・保育事業[事業番号:15]

【事業内容】

待機児童を解消するため、民間事業者による受け皿の整備などにより受け入れ体制を整える事業

【今後の方向性】

○共働きで子育てをする家庭の増加により、0歳から2歳までの低年齢児保育の需要が高まっていることから、民間保育園の誘致や、公立幼稚園の認定こども園化により、受け皿の確保を図ります。

○民間保育園・幼稚園の認定こども園への移行については、必要に応じて対応します。

◆1号認定（3～5歳）　幼稚園・認定こども園　（単位：人）

量の見込み及び確保量		基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,458	2,067	1,997	1,972	1,897	1,879
確保量	特定教育施設	1,001	812	812	812	812	812
	確認を受けない幼稚園	2,573	2,088	2,088	2,088	2,088	2,088
	②合計	3,574	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
③充足（②-①）		1,116	833	903	928	1,003	1,021

◆2号認定（3～5歳）　保育園・認定こども園　（単位：人）

量の見込み及び確保量		基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,873	3,143	3,044	3,004	2,885	2,852
教育ニーズ		444	356	346	341	327	321
保育ニーズ		2,429	2,787	2,698	2,663	2,558	2,531
確保量	特定保育施設	3,058	3,426	3,326	3,416	3,491	3,491
	②合計	3,058	3,426	3,326	3,416	3,491	3,491
③充足（②-①）		185	283	282	412	606	639

◆3号認定（0歳） 保育園・認定こども園　　（単位：人）

量の見込み及び確保量		基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		229	328	341	344	349	350
確保量	特定保育施設	287	329	346	376	391	391
	②合計	287	329	346	376	391	391
③充足（②-①）		58	1	5	32	42	41

◆3号認定（1・2歳） 保育園・認定こども園　　（単位：人）

量の見込み及び確保量		基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,286	1,293	1,340	1,422	1,484	1,498
確保量	特定保育施設	1,306	1,412	1,460	1,585	1,625	1,625
	②合計	1,306	1,412	1,460	1,585	1,625	1,625
③充足（②-①）		20	119	120	163	141	127

2-② 一時預かり事業[事業番号:16]

【事業内容】

保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、子どもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業

【今後の方向性】

○ニーズ調査結果から、今後も保育園の一時預かりの利用者は横ばいに推移すると見込んでいるため、引き続き必要量を確保します。

○幼稚園における預かり保育については、今後も利用者の動向を踏まえながら、引き続き事業を推進します。

◆保育園　　（単位:人）

量の見込み及び確保量（延べ）	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10,705	11,782	11,312	11,539	11,505	11,763
確保量	10,858	11,782	11,312	11,539	11,505	11,763

◆幼稚園　　（単位:人）

量の見込み及び確保量（延べ）		基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	11,877	15,336	14,900	14,656	14,072	13,800
	2号認定	35,631	44,200	42,943	42,239	40,558	39,774
確保量		61,635	59,536	57,843	56,895	54,630	53,574

2-③ 延長保育事業（時間外保育事業）[事業番号：17]

【事業内容】

保育園で就労等により長時間の保育を必要とする保護者のために、標準時間認定は11時間を超える保育、短時間認定は8時間を超える保育を行う事業

【今後の方向性】

○低年齢児保育の需要が増える中、引き続き必要量を確保します。

（単位：人）

量の見込み及び確保量（延べ）	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,010	1,020	1,004	1,010	996	998
確保量	928	1,020	1,004	1,010	996	998
実施園数	25 園	29 園	29 園	31 園	31 園	31 園

2-④ 病児・病後児保育事業[事業番号：18]

【事業内容】

病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な生後６か月から小学校3年生までの子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度に子どもを預かる事業

【今後の方向性】

○利用方法を始めとした制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

（単位：人）

量の見込み及び確保量（延べ）	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	204	284	282	285	282	283
確保量	252	284	282	285	282	283

2-⑤　保育者研修制度[事業番号:20]

【事業内容】

保育の理論と実践力を身につける研修に加え、経験や役職等に応じた研修など、保育者の資質向上に向けた研修内容の充実を図る事業

【今後の方向性】

○需要が増える低年齢児保育に関する研修や保育士の離職を防ぐための研修を実施します。

○公立と民間の保育者がともに学ぶ機会を取り入れ、市全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

○新たなカリキュラム等の策定や保育園・幼稚園間の人事異動・交流の促進により、幼児教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

（単位:回）

目標指標	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間の研修回数	8	8	8	8	8	8

2-⑥　保育園・幼稚園・認定こども園の施設改修[事業番号:21]

【事業内容】

子どもが、安心して園での生活を送ることができるよう、施設の老朽化に伴う計画的な改修及び幼児教育・保育環境の向上を図るための整備を行う事業

【今後の方向性】

○施設の長寿命化のための改修だけでなく、床や壁等の内装や、空調機、水まわり等の設備を必要に応じて更新し、あわせて、低年齢児の保育に有用な設備を設置します。

○子どもが、快適な環境で教育・保育を受けられるよう必要な修繕を行います。

（単位:園）

目標指標	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設の改修件数	3	3	2	2	2	3

方針3　**学童期からの「生きる力」を育む環境整備**

3-①　就園から中学校卒業までの園・学校間の連携[事業番号:24]

【事業内容】

保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への各段階の環境変化に対応し、学校生活に適応できるよう、円滑な接続を進めていくための事業

【今後の方向性】

保育園、幼稚園及び認定こども園から小学校への接続

○年長園児が小学校の運動会や学芸会等の行事の見学、遊びを通した異年齢交流を行い、年長児と小学生とのふれあいの場を広げ、小学校入学に対する不安の軽減につなげるよう連携を強めます。

○小学校入学に向けたアプローチカリキュラムや入学後のスタートカリキュラムの作成など、保育園、幼稚園、認定こども園との系統的な連携体制を整備していきます。

○小学校区ごとの保育園、幼稚園、認定こども園と小学校の各担任による連絡協議会の開催により、子どもの情報共有を行うことで円滑な接続につなげています。

小学校から中学校への接続

○小学校から中学校への円滑な接続では、情報交換や報告を中心とした会合だけでなく、中学校教師が小学校へ出前授業に行ったり、小学6年生が中学校に学校訪問したりするなど、学校間の交流を進めます。

（単位：回）

目標指標	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校区ごとの幼保小の連絡交流会の開催回数	2	2	2	2	2	2
中学校区ごとの小学校との連絡会･交流会の開催回数	2	2	2	3	3	3

3-② 教育相談と適応指導教室[事業番号:34]

【事業内容】

不登校をはじめとする学校生活への不適応を生じた児童・生徒に対して、教育相談や適応指導教室を通して支援する事業です。

【今後の方向性】

○不登校、いじめ、進路・適性等について、社会教育指導員や臨床心理士による教育相談を進めます。

○引き続き、適応指導教室「ふれあい学級」で不登校児童・生徒の学校復帰や、社会的な自立のための個別指導、集団指導を推進します。

○中心地から遠いところに住んでいる不登校児童・生徒にとっても通いやすいよう、適応指導教室の拡充を進めます。

（単位:か所）

目標指標	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
適応指導教室の設置か所数	1	1	3	3	3	3

方針4　**子どもの居場所づくり**

4-①　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）[事業番号：37]

【事業内容】

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業

【今後の方向性】

○児童クラブのニーズの高まりを受けて、6年生までの受け入れを拡大します。

○施設、放課後児童支援員ともに不足しており、6年生までの完全実施を見据えた施設整備及び人材確保を行います。

○令和6年度までの利用見込みをもとに、全小学校の児童クラブ整備方針を策定し、整備を行います。

（単位：人）

量の見込み及び確保量		基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	1,221	593	704	684	779	730
	2年生		600	621	688	670	725
	3年生		480	598	583	646	599
	4年生		371	419	491	487	506
	5年生	513	45	50	145	204	225
	6年生		21	28	99	134	173
①合計		1,734	2,110	2,420	2,690	2,920	2,958
②確保量		1,958	2,110	2,420	2,690	2,920	2,958
③充足（②-①）		224	0	0	0	0	0

方針5　**支援を必要とする子どもや保護者への対策**

5-①　保護者及び学齢期支援事業[事業番号:45]

【事業内容】

幼児期の子どもを育てる保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座(ペアレント・プログラム)及び学齢期の子どもが自分らしく生きるために社会性を身に付ける講座(ソーシャルスキルトレーニング)を実施する事業

【今後の方向性】

○子育てに難しさを感じる保護者が、お子さんの「行動」の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけるプログラムを実施していきます。

○友だちとうまく関わるのが苦手な子に、小集団で生活のルールや対人関係のコツを学べるよう実施していきます。

(単位:人)

量の見込み及び確保量	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座の参加人数	21	22	22	23	23	24

5-②　養育支援訪問事業[事業番号:51]

【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年や多胎などの様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援を行う事業

【今後の方向性】

○引き続き、妊娠期から支援が必要となる家庭を把握し、乳幼児期における養育支援につなげます。

○家事・育児支援については、社会福祉協議会、シルバー人材センター等と、今後見込まれる量に対し対応できるか協議しながら事業を実施します。

(単位:人)

量の見込み及び確保量 (延べ)	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	118	118	118	118	118
確保量	87	118	118	118	118	118

方針6　**子育てしやすい社会環境の整備**

6-①　女性への就業支援[事業番号:58]

【事業内容】

就職を希望する女性を対象としたセミナーの開催や相談、求人情報の提供により復職を支援する事業

【今後の方向性】

○引き続き、子育て女性の再就職を支援し、地域経済の維持・成長を図ります。

○セミナー参加者のその後の就業状況を確認し、セミナー内容について見直しを行うことで、より多くの女性の就業を支援します。

（単位:回）

目標指標	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
セミナー及び出張相談会の開催回数	6	7	7	7	7	7

6-②多世代住宅補助[事業番号:66]

【事業内容】

小学校修了前の子どもと親、祖父母等の3世代が同居・近居することで、全ての世代が安心して生き生きと暮らし、社会で活躍できることを目的に、多世代住宅の建築や取得にかかる費用の一部を補助する事業

【今後の方向性】

○令和元年7月からの新規事業のため、今後、補助申請者へのアンケート調査を実施し、多世代住宅についての意識調査を行います。

○啓発用パンフレット等で市民や事業者へPRを行います。

（単位:件）

目標指標	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	令和元年度から実施	40	40	40	－	－

方針7　**地域社会における子育て支援**

7-①　利用者支援事業[事業番号:72]

【事業内容】

子育て家庭の不安を取り除くことを目的とし、子育て支援アドバイザー及び母子保健コーディネーターが、それぞれの家庭に応じた情報提供及び相談等を行う事業

【今後の方向性】

○引き続き、あんぱ～くや他の交流の場において、子育て支援アドバイザーによる利用者一人ひとりに合った子育て支援サービスを提案する取り組みを進めます。また、母子保健コーディネーターを含む保健師等専門職が、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みや相談に対応し、子育て家庭を支援します。

○地域の子育て中の親子が集まる場において、子育て支援に関する情報を提供します。

○児童センターや子育て支援センター、あんステップ等関係機関と連携を強化し、利用者支援事業の更なる充実を図ります。

◆利用者支援事業（基本型）実施か所数　（単位：か所）

量の見込み及び確保量	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1	1

◆利用者支援事業（母子保健型）実施か所数　（単位：か所）

量の見込み及び確保量	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保量	1	1	1	1	1	1

7-② 地域子育て支援拠点事業[事業番号:73]

【事業内容】

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業

【今後の方向性】

○子育て中の親子が安心して気軽に集い、子育てに関する情報共有や交流をする場としての充実を図ります。

（単位:人）

量の見込み及び確保量（延べ）	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	115,236	142,190	145,436	145,514	143,280	141,021
確保量	144,839	142,190	145,436	145,514	143,280	141,021

7-③ 子育て短期入所生活支援事業（ショートステイ）[事業番号:74]

【事業内容】

保護者の疾病等により、家庭において児童の養育が困難になったとき、児童養護施設等で短期間の宿泊で子どもを預かる事業

【今後の方向性】

○年度によって利用人数にばらつきがありますが、引き続き利用可能な施設の確保に努めます。

（単位:人）

量の見込み及び確保量（延べ）	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	33	32	33	32	32
確保量	20	33	32	33	32	32

7-④ ファミリー・サポート・センター事業[事業番号:79]

【事業内容】

育児の援助をする人(提供会員)と援助をしてもらいたい人(依頼会員)が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業

【今後の方向性】

○依頼会員は増加していますが、提供会員が増加していない課題に対して、提供会員を確保するため、町内会回覧板等を活用した事業内容のPRを実施し、利用しやすい体制を確保します。

(依頼・提供成立分)　　(単位:件)

量の見込み及び確保量(延べ)	基準値 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,383	3,083	3,238	3,370	3,476	3,553
確保量	2,721	3,083	3,238	3,370	3,476	3,553

第6章　計画の推進に向けて

1　計画の推進体制
2　計画の進行管理

1　計画の推進体制

本計画で掲げた基本理念や目指す社会の実現のためには、行政はもとより、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

そのため、本市では、担当部局間の相互の連携・調整を行うとともに、地域における関係者・事業者との協力を図りながら、総合的に施策を推進します。

（1）市民及び関係団体等との連携

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、市民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進します。

(2)計画の周知

広報、本市ウェブサイト等で本計画の内容等の情報を公表し、市民へ子育て支援サービスの周知を図ります。

また、近年の社会情勢を踏まえながら、様々な情報発信媒体を活用した情報発信に努めます。

◆計画の推進体制

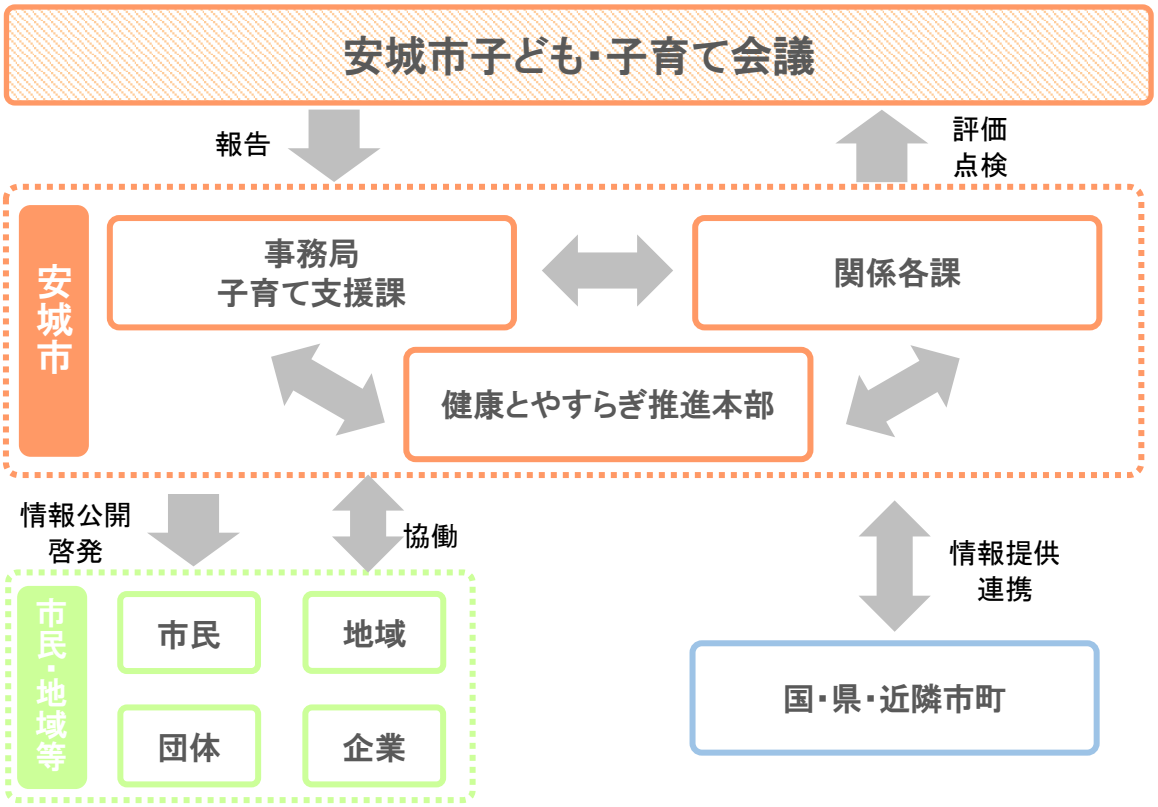

2 計画の進行管理

本計画には、第１期計画における課題を踏まえ、新たに事業を再編しています。方針ごとに定めた重点項目では、指標を設けて評価を行い、他の事業・施策は実施することで計画を推進していきます。

本計画の審議機関である安城市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援に関係する有識者等から計画の進捗状況を評価・検証していただき、計画に基づく着実な推進を図ります。
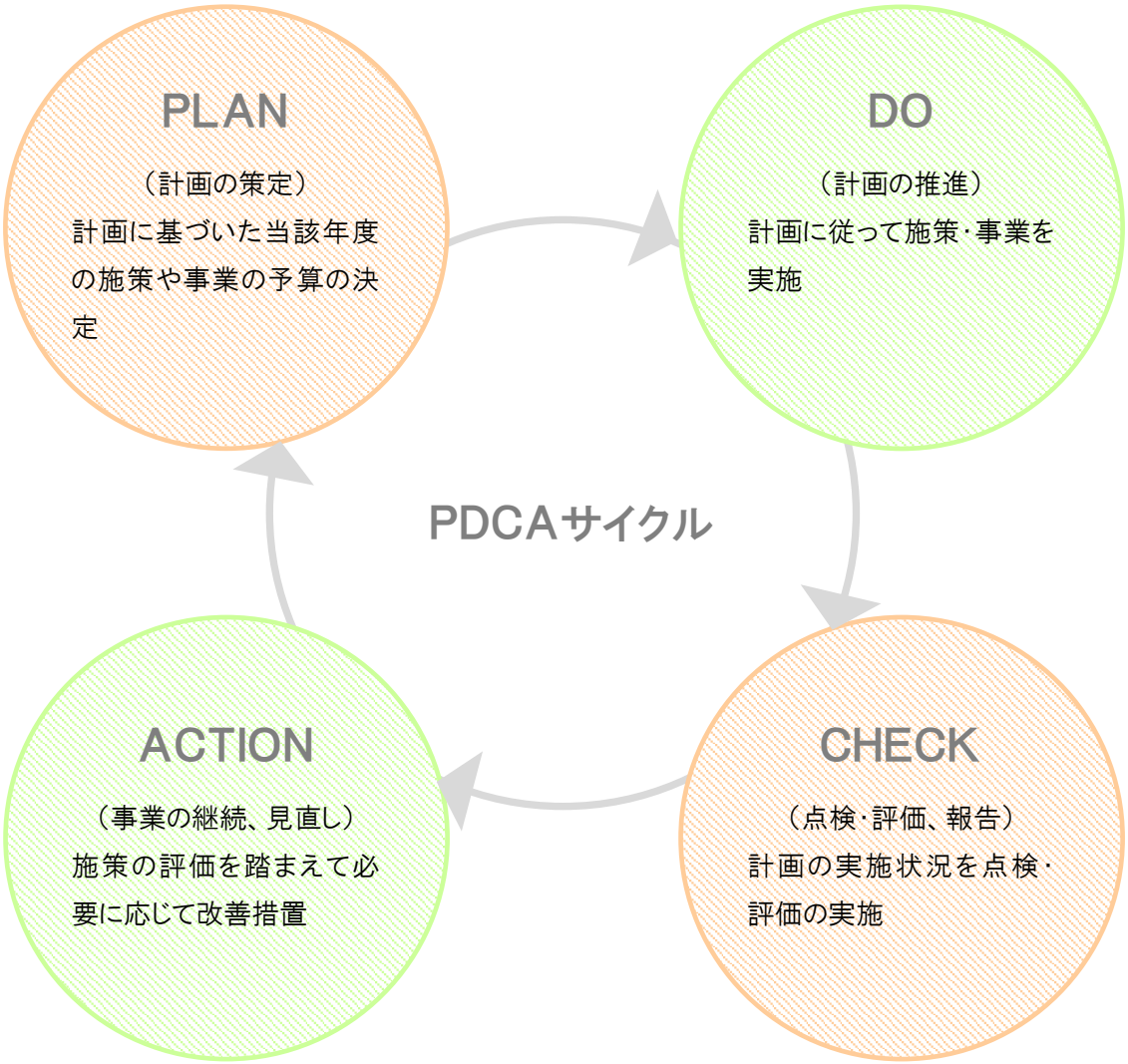
◆計画の進行管理の進め方（PDCAサイクル）